

〔調査〕 イギリスの労働者協同組合運動

序

イギリスの労働運動の歴史のなかで、労働者生産協同組合の運動は長い間、労働組合運動や社会主義政党の運動から冷淡な扱いを受けてきただけでなく、協同組合運動のなかでも傍流の位置におかれていた。実態においても、世紀転換期に100を超した労働者生産協同組合は、1973年には20にまで減少し、社会的影響力をほとんど持たなくなった¹⁾。

ところが、このような伝統的な労働者生産協同組合とは異なる形態をとった「労働者協同組合」(workers' co-operative)が、1970年代の後半から各地で続生するようになった。労働者協同組合とは、製造業に限定されず、産業部門を問わず、組合員である従業員が所有権と管理権をもつ企業のことである。このような労働者協同組合の組合員は、1976年から81年までに27倍(約6,000名)になった²⁾。労働者協同組合の数は、1980年から84年の間でも、305から911へと3倍化している³⁾。

この労働者生産協同組合の「再生」あるいは、より正確には、労働者協同組合の「新生」とも呼ぶべき現象は、実のところなにもイギリスに限ったことではなく、アメリカ合衆国や、スペイン、イタリア、フランスなどヨーロッパ諸国のかなりの地域で共通して見られる現象である⁴⁾。アメリカ合衆国では、ESOP(Employee Stock

Ownership Plan——従業員株式所有プラン)、ワーカーズ・コレクティブズ(Workers' Collectives)、ワーカー・コーオペラティブズ(Worker Co-operatives)などの名称が用いられているが、ESOP企業だけでも約6,000企業、全労働力の約8%を占める300万~400万の従業員が現存すると推定されている⁵⁾。ヨーロッパではEC内の労働者協同組合の組合員数は1970年代に2.5倍増え、1984年現在で54万人と推定されている⁶⁾。このうち半分以上はイタリアの組合員である。

イタリアの協同組合運動は、経済の民主主義的変革をめざす目的意識をもって活動している。とくにレガ(協同組合全国連盟)の運動は、労働組合運動とも協力して、協同組合セクターを私企業セクター、公企業セクターと並ぶ第3セクターとして発展させることを目指している。また、その傘下では、生産協同組合、消費協同組合など各種の協同組合が相互提携しつつ活動している。このような状況下でイタリアの労働者協同組合数は、1974年の4,860から81年の11,203に急増し、その活動分野も伝統的な食品加工、工芸、軽工業、金属、機械、建築、土木などから、専門的技能を要するサービス、文化などにも広がってきている⁷⁾。

フランスにおいても労働者協同組合の数が、1970年の約300から84年の約1,400へと急増している⁸⁾。また、

の拓く町——スペイン・モンドラゴンの実験』芽ばえ社、1984年。生活問題研究所(編)『イタリア協同組合レポート——暮らしを変え、地域を変えるプログラム』合同出版、1985年。Prandini, O., *La Cooperazione*, Roma, Editori Riuniti, 1982(ブランディーニ著、菅野正純訳『協同組合論——イタリアの戦略』芽ばえ社、1985)。Louis, R., *Labour Co-operatives: Retrospect and Prospects*, Geneva: International Labour Office, 1983(ルイ著、根本久雄・畠山次郎共訳『労働者協同組合——その回顧と展望』青弓社、1985)。桑原靖夫「米国で労働者所有企業がふえている」『エコノミスト』1985年6月3日号。

5) 桑原, 同上論文, pp. 114, 118.

6) CDA, *An Introduction to Worker Co-operatives*, London: CDA, n. d. (1985?), p. 1.

7) 生活問題研究所(編), 前掲書, pp. i~ii, 206.

8) Estrin, S., et al., "The Varying Nature, Impor-

1) Campbell, A., et al., *Worker-Owners: The Mondragon Achievement*, London: Anglo-German Foundation for the Study of Industrial Society, 1977, p. 9.

2) Cockerton, P., and A. Whyatt, *The Workers Co-operative Handbook: A Comprehensive Guide to Setting up a Workers Co-operative*, London: ICOM Co-Publications, 1984, p. 5.

3) Luyster, C.(ed.), *The New Cooperatives: A Directory and Resource Guide*, 3rd ed., London: Co-operative Development Agency, 1984, p. 100.

4) わが国でも、つぎのような文献で欧米における現状の紹介がなされている。

石川晃弘(編)『現代資本主義と自主管理』合同出版、1981年。社会運動研究センター(編)『協同組合運動の新しい波』三一書房、1983年。佐藤誠(編)『協同組合

第1表 第2次大戦前の協同組合運動

年代	事 項
1760	ウールウィッチの造船労働者が製粉協同組合を結成
1824	団結禁止法廃止。以後、協同組合運動が発展
1824	オーエンがアメリカに協同組合村建設
1827	キングがブライトン協同慈善基金組合設立
1844	ロッテデール公正先駆者組合、結成
1852	産業・友愛組合法、成立
1854	キャラコ製造協同組合(→1862, 株式会社化)、結成
1862	協同組合卸売連合会(CWS)、結成
1868	スコットランド協同組合卸売連合会(SCWS)、結成
1876	CWSが銀行部を設立(→1967, 協同組合銀行と改称)
1882	協同組合生産連合(CPF)、結成。以後1893年まで労働者生産協同組合数急増(13→113)
1889	協同組合同盟(CU)、結成
1895	国際協同組合同盟(ICA)、結成
1917	CUのイニシアティブで協同組合党、結成(→1957, 労働党と政策協定)
1917	協同組合運動代表と労働組合代表との全国合同諮問委員会、設置(→1918, 「協同行動の基礎」発表)
1918	農業卸売組合、結成
1920	全国建築エングルド、結成(→1922, 解散。1923, 全国エングルド同盟, 解散)
1922	ウェールズ農業協同組合連合会、結成
1935	CWSが小売組合設立(のちに協同組合小売サービス, CRS, と改称)
1944	農業協同組合協会、結成

ようとするものである¹²⁾。本稿の[I]においては、労働者協同組合運動がどのように形成されてきたかを叙述し、[II]においては、労働者協同組合運動の現状を報告する。

[I] 労働者協同組合運動の歴史

I 伝統的な労働者生産協同組合の盛衰

第1表に見られるように、労働者による生産協同組合結成の試みは、すでに18世紀になされているが、それが運動化するのには、19世紀初頭のR. オーエンの時代であり、さらにある程度安定的な生産協同組合が設立されるようになったのは、1844年のロッテデール公正先駆者組合の設立以降、主として19世紀後半である¹³⁾。

12) 85年の現地調査は、P. デリック氏の援助を得て、原嘉彦、太田知暁、佐藤誠、富沢賢治の4名によって行なわれた。本稿では、研究論文だけでなく、各種の協同組合連合体や援助機関の資料、さらにはそこで活動する人々とのインタビューも活用する。

13) 伝統的な労働者生産協同組合の歴史については、Thornley, *op. cit.*, Ch. 1, および, Wajcman, J., *Women in Control: Dilemmas of a Workers' Co-operative*, Milton Keynes: Open University Press, 1983, pp. 18-21, 参照。

スペインのバスク地方においてはモンドラゴンを中心として、労働人民金庫を中軸に生産協同組合、農業加工組合、消費協同組合、教育協同組合、住宅協同組合、サービス協同組合が互いに結合した複合体を構成し、バスク地方で約8,000の事業をこなし、協同組合組織による地域社会の建設を進めている。

欧米における労働者協同組合運動の進展は、経済学者の関心をも引き、いくつかの研究結果が発表されている。たとえば、S. Estrin, D. C. Jones, J. Svejnar による共同研究は、主としてイギリス、フランス、イタリアにおける製造部門の労働者協同組合の調査にもとづいて、労働者の経営参加の程度と企業のパフォーマンス(生産性増大)との関連について研究したものであるが、労働者の経営参加が生産性増大に強い影響力をもっていると結論している⁹⁾。

欧米における協同組合運動のなかで最近10年間で最大の成長率を示しているのは、イギリスにおける労働者協同組合運動である¹⁰⁾。イギリスの労働者協同組合運動の現状については、わが国においてもすでにいくつかの研究報告や翻訳などがなされている¹¹⁾。本稿は、これらの研究を参考にしつつ、さらに1985年2月~4月の現地調査にもとづいて、85年現在の運動実態をも明らかにし

tance and Productivity Effects of Worker Participation: Evidence for Contemporary Producer Cooperatives in Western Economies," Research Paper, Department of Economics, London School of Economics and Political Science, October 1984, p. 4.

9) *ibid.*, p. 1.

10) Whyatt, A., "Self-Management—The Answer to Unemployment? The Worker Co-operative Movement in Great Britain," ICOM Paper, n. d. (1984?), p. 2.

11) E. バッチトーン「イギリスにおける労働者協同組合」石川晃弘(編)『現代資本主義と自主管理』合同出版, 1981年。柳沢敏勝「労働者生産協同組合——現代イギリス資本主義における労働者自主管理の試み」栗田健(編)『現代イギリスの経済と労働』御茶の水書房, 1985年。日本・モンドラゴン協同組合群調査団(編)『ヨーロッパの協同組合と市民運動の新しい波』社会運動研究センター1984年。Thornley, J., *Workers' Co-operatives: Jobs and Dreams*, London: Heinemann Educational Books, 1981, 2nd ed., 1982 (J. ソーンリー著, 石見尚訳『職そして夢——ワーカーズ・コオプの思想と運動』批評社, 1984年)。富沢賢治「労働者協同組合国際博覧会からの報告」『資金と社会保障』No. 923 (1985年10月上旬号)。高橋芳郎・石見尚(編)『協同社会の復権——レイドロウ報告とP. デリック』日本経済評論社, 1985年。中高年雇用・福祉事業団全国協議会(編)『イギリス労働者協同組合調査報告』同協議会, 1985年。

協同組合は、1852年の「産業・友愛組合法」(Industrial and Provident Society Act)によって法的にも承認され保護される存在となった。協同組合運動の全国的組織化もすすみ、1862年に協同組合卸売連合会(Co-operative Wholesale Society—CWS)、1882年に生産協同組合の連合体である協同組合同盟生産連合(Co-operative Productive Federation—CPF)、1889年に小売協同組合の中央団体である協同組合同盟(Co-operative Union—CU)が結成された。そして1895年には協同組合運動の国際組織として国際協同組合同盟(International Co-operative Alliance—ICA)がロンドンに設立された。

19世紀後半における協同組合運動全体のこのような高揚のなかで、生産協同組合の数も増えていった。ロッテデル公正先駆者組合は、1854年にキャラコ製造協同組合を設立した。主要な出資者はそこで働く約100名の労働者であった。この協同組合は、綿業ブームによって発展し、59年に一般の投資家の投資をも受け入れることになった。翌60年には出資者数は1,400人となったが、そのうち工場で働く労働者は200名にすぎなかった。こうして、この協同組合は、62年には株式会社に転換してしまった。

1860年代になると生産協同組合がつつぎに誕生しはじめた。それは、ときにはストライキの結果であり、多くの場合は、財政力のある個人や労働組合の援助の結果であった。しかし、これらの生産協同組合の多くは、短期間のうちに資本主義的企業に転換し、相互の協力関係もほとんどみられなかった。

1882年から93年にかけて生産協同組合の急増がみられ、その数は6倍化した。生産協同組合数は1881年は13であったが、93年には113になった。とくに縫製、印刷、製紙の3業種での成長が大きかった。その後の伝統的な生産協同組合の歴史のなかで、どの時代をとっても、これら3業種の生産協同組合数が60%以上を占めていたと推定されている¹⁴⁾。生産協同組合のこの成長期には、建設関係の協同組合もいくつか設立されたが、長続きしなかった。

1880年代から90年代にかけての生産協同組合運動のイニシアティブをとったのは、ほとんど例外なしに労働者諸個人が労働者組織であった。そのうちのかなりの数の生産協同組合は、使用者側のロックアウトに抵抗して形成されたものであった¹⁵⁾。これらの生産協同組合はそ

の製品の市場を消費協同組合に求めることが多かった。手工業的部門だけではなく、繊維産業、石炭産業、造船業などにも生産協同組合の設立が試みられたが、資本と管理能力の不十分さから、これらの生産協同組合は長続きしなかった。成功した生産協同組合の多くは、株式会社へ転換していった。

伝統的な生産協同組合においては、所有権と管理権をそこで働く労働者だけのものに限定するという試みがなされなかった。それゆえ、生産協同組合工場で働く労働者とそれ以外の者とが所有権と管理権をあわせ持っていた。さらに生産協同組合工場においては、組合員だけでなく、非組合員の労働者が雇用されるのが常であった。

協同組合生産連合に加盟する生産協同組合は、1894年に99、世紀転換期に100を越し、1905年にピーク(109)に達した。しかし、その後の活動は停滞し、両大戦間期以降、生産協同組合の数は減少し続けた¹⁶⁾。とくに第2次大戦後の減少はいちじるしい(第2表、参照)。1950年以降、伝統的な生産協同組合の新設はみられない。後述するように、1976年の産業共同所有法(Industrial Common Ownership Act)にもとづいて労働者協同組合は国家から補助金を交付されることになった。協同組合生産連合はこの法律の保護対象として承認されるように新モデル規約をつくったが、適法団体とはみなされなかった。その理由は、協同組合生産連合は労働組合メンバーをその評議会の構成員としていないから、というものであった。協同組合生産連合に加盟する生産協同組合は、1978年には8組合にまで減少したため、生産連合の組織的維持が困難になった。このため、1980年、協同組合生産連合は、協同組合同盟に吸収されることになった¹⁷⁾。

現在残っている伝統的な生産協同組合の多くは、在来型産業(縫製、製靴、印刷)で、イングランド中部に集中し

第2表 協同組合生産連合加盟の生産協同組合の数

年	1894	1905	1944	1965	1975	1978
組合数	99	109	41	35	17	8

Management in Industry, London: Praeger, 1977, pp. 104-105.

16) 例外的に、1920-21年という短期間、ギルド社会主義運動の成果として、建築部門で生産協同組合運動が高揚をみた。全国建築工ギルドは、1920年に設立され、22年に解散した。ギルド社会主義の社会変革構想は、産業を公有化し、その経営を全労働者の参加するギルドに委任するというものであった。

17) 同年、協同組合同盟はその内部組織として協同組合生産委員会を設置した。

14) Wajcman, *ibid.*, p. 19.

15) Jones, D.C., "Worker Participation in Management in Britain," in Garson, G. D. (ed.), *Worker Self-*

ている。ほとんどすべてが小企業であり、従業員200人以上の生産協同組合は、1つだけである。それでも、1970年代以降に新設された新しい型の労働者協同組合に比べると、現存の伝統型生産協同組合は相対的に大きく、資本集約的である。しかしながら、これらの伝統型生産協同組合は、「多くの点で新しい労働者協同組合とちがっている。……しばしばかなり多くの従業員が、協同組合の諸原則にたいする熱意をあまり持たず、民主的な意志決定過程になかなか参加しようとしなない」¹⁸⁾と、批判されている。

2 新しい労働者協同組合の特質

伝統的な生産協同組合(long-established industrial producer co-operatives)にたいして、1970年代以降急増した協同組合は、producer co-operativeではなく、「労働者協同組合」(workers' co-operative)と呼ばれることが多い。そして、この労働者協同組合という呼称は、イギリスだけではなく、その他の諸国でも一般化しつつある。労働者協同組合とはなにか。

労働者協同組合は、その他の協同組合、すなわち消費協同組合、農業協同組合、住宅協同組合、信用協同組合、地域協同組合(community co-operative)などと同様に、協同組合の一形態である。イギリスには協同組合について法律上の一般的な定義はない。しかし、国際的に、協同組合はつぎの6原則にもとづく企業とされている。それは第23回国際協同組合同盟大会(1966年)で採択された下記の協同組合原則である¹⁹⁾。

1. 加入自由の原則。「協同組合の組合員であることは自由意志によるべきであり、組合のサービスを利用することができ、かつ組合員としての義務を担う意志のある者すべてにたいして、人為的な制限すなわちどんな社会的・政治的または宗教的な差別もしないで、認められねばならない」。

2. 民主的運営の原則。「協同組合は民主的組織である。その業務は、組合員が同意した方法によって選挙または任命されて、組合員に責任を負う者によって運営されねばならない。単位組合の組合員は、平等の投票権(1人1票)と、諸決定にたいする平等の参加権とを持たねばならない。単位組合以外の組織においては、運営は適当な形態の民主主義の基礎で行なわれるべきである」。

3. 出資配当制限の原則。「出資金に利息が支払われる場合でも、その利率は厳格に制限されねばならない」。

4. 剰余金処分方法の原則。「組合の事業から剰余金すなわち節約金が生まれた場合は、それは組合員のものであって、その分配にはある組合員が他の組合員の犠牲によって得をするやり方を避けねばならない。これは組合員の決定によってつぎのように処分できよう。a)協同組合の事業の発展のための準備。b)共同のサービス施設の提供。c)組合利用高に比例しての組合員間での分配」。

5. 教育活動促進の原則。「すべての協同組合は、その組合員、役員、職員および一般の人々にたいして、協同の原則と手法とについて経済的および民主的な教育を行なうための準備金をつくらねばならない」。

6. 協同組合間の協同の原則。「すべての協同組合組織は、その組合員とコミュニティとの利益にもっとも役立つために、地方的、全国のおよび国際的な段階において、あらゆる可能な方法で積極的に他の協同組合と協同すべきである」。

労働者協同組合も、他の協同組合と同様に、一般に上記の協同組合原則を基礎にして運営されているものが多い。

では、労働者協同組合の特殊性をなすものはなにか。労働者協同組合の各種の定義を調べたコーンフォースは、つぎのように結論している。「労働者協同組合に唯一の定義はない。だが、ほとんどの定義の要点は、つぎのようである。労働者協同組合とは、そこで働く従業員が、完全に、あるいは主として、所有し管理している企業である。資本が労働を用いるのではなく、労働が資本を用いるべきだ、というのが原則である。このゆるやかな定義のほかには協同組合法中に厳密な定義が与えられている」²⁰⁾。

約言すれば、労働者協同組合とは、従業員が所有し管理する企業である。法律としては、1976年の産業共同所有法(Industrial Common Ownership Act)が、「共同所有企業」(common ownership enterprise)と「協同組合企業」(co-operative enterprise)について、それぞれつぎのように定義している²¹⁾。

20) Cornforth, C., "An Introduction to Workers' Co-operatives in the U. K.," Co-operatives Research Unit, Open University, 1982, p. 2. 労働者生産協同組合の基本原則を「組合員が出資し、運営し、そして労働すること」とする、日本における規定も、この規定と本質的に同一である(立川正明「日本における労働者生産協同組合の展開と発展方向について」佐藤誠、前掲書、p. 153)。

18) Thornley, *op. cit.*, pp. 39-40. 邦訳、p. 85(訳文変更)。

19) 協同組合経営研究所(編)『第23回国際協同組合同盟大会で採択した協同組合原則とその説明』(改訂版)、協同組合経営研究所、1977年、参照。

「第2条—(1) 本法に定める共同所有企業とは、登記官が、当該団体がつぎの条件をみたしていることを証明する免許を与え、免許取消しをしていない団体である。

(a) 当該団体は

(i) 株式資本を持たず、有限責任保証形態であり、かつ真正な協同組合形態をとる会社であること。あるいは

(ii) 1965年から1975年の間の「産業・友愛組合法」により登記された組合、あるいは登記されようとしている組合であること。および、

(b) 当該団体の基本定款あるいは通常定款あるいは規約は、つぎの条件をみたす規定を有すること。

(i) 当該団体の被雇用者、あるいは当該団体の付属団体の被雇用者だけが、組合員となることができる。……組合員は当該団体の諸会議において平等の投票権を有する。

(ii) 当該団体の資産は、その団体の目的のためだけに用いられる。……

(iii) 当該団体の閉鎖あるいは解散の際、負債整理後に資産が残るとき、その資産は、組合員に分配されず、他の共同所有企業、あるいは共同所有企業全体の利益のために維持されている中央基金に譲渡されるか、……あるいは、慈善事業のために保管される。および、

(c) 当該団体の管理運営は、その団体、および、その団体が付属団体を有するときはその付属団体、において働く人々の多数決によってなされること。

第2条—(2) 本法に定める協同組合企業とは、主務大臣が、当該団体がつぎの条件をみたしていることを証明する免許を与え、免許取消しをしていない団体である。

(a) 当該団体の収益が組合員の利益のために用いられる仕方にかんする成文の規定、およびその他の関連規定に照らして、当該団体が実質において協同組合であること。および、

(b) 当該団体の管理運営は、その団体、および、その団体が付属団体を有するときはその付属団体、において働く人々の多数決によってなされること。

上記の条文を見るかぎり、共同所有企業の定義は明確であるが、協同組合企業の定義は明確でない。すでに述べたように、イギリスの法律には協同組合の定義がない。産業・友愛組合法によって協同組合の登記の権限を与えられているのは、共済組合登記機関であるが、共済組合登記機関は、協同組合としての登記にあたって、組合が

非営利的かどうかを重視し、さらに組合にたいしてつぎの要件を求めている²²⁾。すなわち、出資配当が高すぎないこと、組合員資格にかんして不当な制限がないこと、「1人1票」制が採用されていること。

労働者協同組合は、産業・友愛組合法によっても、あるいはまた一般の会社法によっても登記することができるが、多くの労働者協同組合は、産業・友愛組合法のもとで登記されている。

産業・友愛組合法によって登記しようとする労働者協同組合は、それが真正の協同組合であること、および地域コミュニティのために活動することを証明する必要がある²³⁾。登記にさいしては3つのモデル定款を利用することができる。

もっとも多く利用されているのは1980年に作成されたICOM(産業共同所有運動)型のモデル定款である。ここでは、①組合員となりうるのは、当該労働者協同組合で働く従業員に限定され、②各組合員の出資金は1ポンドに制限され、③組合解散時の資産は、産業共同所有運動団体か慈善運動団体に譲渡される、と規定されている。

全国CDA(協同組合振興機関)が1980年に作成したモデル定款においては、①組合員資格は、当該労働者協同組合で働く従業員に限定されず、②各組合員の出資金は最大限1万ポンドまで認められ、③組合解散時の資産は、組合員に配分される。

そのほかに、全国CDAとボランティア組織全国協議会(National Council for Voluntary Organisations)が、近隣住区サービス協同組合(Neighbourhood Service Co-operative)のためのモデル定款を1981年に作成している。ここでは、近隣住区サービス協同組合の組合員資格が、フルタイム従業員、パートタイム従業員および地域のボランティアという3種類からなっている。

労働者協同組合は、また、一般の会社法のもとでも、①組合員の投票権と配当制限について明記する、②有限責任保障会社(company limited by guarantee)として登記することなどが可能である。

労働者協同組合にたいする評価は一定ではない。ここでは労働者協同組合の特徴を理解する一助として、全国CDAが指摘する労働者協同組合の利点を記しておこう²⁴⁾。①仕事にたいする従業員の満足度が高い、②労使紛争を避けることができる、③仕事にたいする従業員

22) *ibid.*, p. 184. 邦訳, p. 26.

23) Cornforth, *op. cit.*, p. 7.

24) CDA, *An Introduction to Worker Co-operatives: Worker Co-ops Work!* London: CDA, 1985, p. 2.

21) Thornley, *op. cit.*, pp. 183-184. 邦訳, pp. 25-26 (訳文変更)。

の動機づけが強まり、製品とサービスが良質化される、④ 地域にたいする責任感が強化される、⑤ 恣意的な企業閉鎖などを避けることができる、⑥ 地域経済を活性化させる、⑦ 経営にたいする従業員の責任感を強化させる。

上記のような特質をもつ労働者協同組合はどのように形成されてきたのか。つぎに、その歴史をふりかえてみよう。

3 産業共同所有運動の高揚

第3表 第2次大戦後の労働者協同組合運動

年代	事 項
1951	E. ベイダー、スコット・ベイダー社の株式を従業員に譲渡、別にスコット・ベイダー共栄社(持株会社)を設立
1958	民主的産業統合(DEMINTRY)、結成
1971	産業共同所有運動(ICOM)、結成
1971	アッパークライド造船労働者の工場占拠闘争(その後3年間に約200の工場占拠闘争、就労闘争。そのうち6社が労働者協同組合へ転換)
1972	地方自治法(産業用建物の地代・家賃の減免幅、公共的施設整備のための資金援助の制限)
1973	ICOM が産業共同所有基金(ICOF)を設立
1975	労働者協同組合にたいする労働党政府の資金援助。スコットランド・デリー・ニューズ社(1975・5-1975・11)、カービー社(1975-1979・4)、メリデン・モーターサイクル社(1975・3-1983)。「ベン」の協同組合
1975	人的資源活用委員会(MSC)が雇用促進計画下で雇用促進企業の創設を開始(1976-80年に約40企業。1979年以來、予算削減)
1976	スコットランド協同組合振興委員会(SCDC)、結成
1976	産業共同所有法(ICOM と SCDC に補助金。ICOF に基金供与。援助対象の規定)
1976	財政法(企業形態転換手続きの簡素化、転換促進のための免税措置)
1978	協同組合振興機関法(全国 CDA を設置)
1978	市街地法(労働者協同組合設立のための地方自治体の資金援助)
1978	労働者協同組合にかんする第1回世界会議(1983年、第2回)
1980	レイドロー『西暦2000年における協同組合』(ICA大会討議資料)、労働者協同組合の重要性を強調
1980	労働党、労働者協同組合にかんする討議資料を発表(モンドラゴン型協同組合の設立を勧奨)
1981	労働党、『労働者協同組合のための戦略』を発表
1981	ウェールズ TUC のモンドラゴン調査(2月に調査、8月に報告書発表)
1982	運輸一般労働組合、東部ロンドン協同組合支部、結成
1983	ウェールズ協同組合振興・訓練センター、設立
1984	地方 CDA 全国ネットワーク、結成
1985	労働党、「雇用・産業運動」を開始し、そのなかで労働者協同組合の重要性を強調し(4月2日)、『協同組合憲章』を発表(4月3日)

最近10年間の労働者協同組合運動の高揚をもたらした客観的要因は、1973年の「オイル・ショック」を直接的契機とする世界資本主義経済の成長期の終焉と失業者の増大であるが、運動の主體的な側面をみるならば、つぎの3つの要因があげられる。第1は、産業共同所有運動(Industrial Common Ownership Movement—ICOM)の高揚であり、第2は、1970年代の労働組合運動の高揚と自主管理闘争の経験であり、第3は、産業共同所有運動と労働組合運動との高揚をうけてなされた、労働党政権(1974-79)による労働者協同組合助成のための法制度の整備である。

ICOM は、1971年に結成された労働者協同組合運動の推進組織である(第3表、参照)。その前身組織である民主的産業統合(Democratic Integration in Industry—DEMINTRY)は1958年に結成されている。その中核をなしたのはスコット・ベイダー社であった。

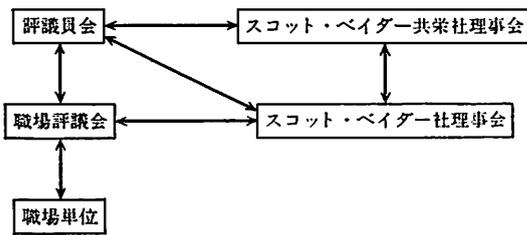
同社はノーサンプトン州のウォラストンにある化学工場で、ポリエステル、プラスチックなどを製造している²⁵⁾。同社は、クェーカーでありキリスト教社会主義者であるスイス人アーネスト・ベイダーによって1921年にロンドンに設立され(スコット・ベイダー・アンド・セルロイド社)、1923年にスコット・ベイダー・カンパニー・リミテッドになり、1930年に現在の場所に移転された。アーネスト・ベイダーは、キリスト教社会主義の信念にもとづいて、1951年に会社の持株の90%を従業員に譲渡(残りの10%も63年に譲渡)し、持株会社としてスコット・ベイダー共栄社(Scott Bader Commonwealth Limited)を設立した。そしてスコット・ベイダー社の従業員は同時に持株会社であるスコット・ベイダー社のメンバーともなった。持株会社を設立するこの方式は、その後、一般企業を共同所有方式企業に転換する際の1つのモデルとなった。

同社は、1984年現在、570人の従業員で年産5千万ポンドをあげている。スコット・ベイダー社の毎年の剰余金の配分については、原則として、60%が内部留保され、自社内の投資にあてられる。40%は共栄社に属し、その2分の1が従業員のボーナス、残る2分の1は慈善団体への寄付などのかたちで社会に還元されている。給与格差は7対1であり、最高年給は35,000ポンドである。

同社の組織はきわめて複雑であるが、およそ第1図のようになっている。

25) 同社については、日本・モンドラゴン協同組合群調査団(編)、前掲書、pp. 15-17、および、Cockerton P., and A. Whyatt, *op. cit.*, pp. 71-73、参照。

第1図 スコット・ベイダー社の組織機構図



① 職場評議会 (Community Council)。スコット・ベイダー社の従業員は、14の職場単位に分けられているが、それぞれが1つの選挙区を構成している。各選挙区から1人の代表が選出されて、合計14人で構成されているのが、職場評議会であり、その主要な役割は、i) スコット・ベイダー社理事会 (Company Board of Directors) への勧告・助言と、ii) 労働者側と管理者側の意見の対立が生じた場合、管理者側に再考を求めること、である。

② スコット・ベイダー社理事会。理事会はつぎの9人で構成される。i) 組織内部の非選出理事としては、理事長1人 (アーネスト・ベイダーの息子であるゲドリック・ベイダー) と、経営陣内から部長格1人。ii) 従業員選出理事としては、職場評議会からの理事2人と、職場評議会の指名を受けて、メンバーによって選出されるスコット・ベイダー共栄社の理事2人。この4人の理事は、理事としての報酬は受けるが、通常の職務も継続する。iii) 理事長が任命し、職場評議会が承認する、外部からの理事3人。

③ スコット・ベイダー共栄社理事会 (Commonwealth Board of Management)。持株会社の理事会で、その構成は、スコット・ベイダー社理事会理事長、持株会社のメンバーから選出される理事8人、その他1人の、合計10人。理事会の主要な任務はつぎの4点である。i) 資金の慈善事業への配分。ii) 会員の資格、加入脱退の管理。iii) 同社の理念の教育。産業共同所有運動の推進。iv) 同社の規約の監督と民主化。

④ 評議員会 (Trustees)。最高顧問的な機関で、その構成は、スコット・ベイダー社理事長、職場評議会議長、その他2人、および外部から学者、企業家など3人の、合計7人。評議員会はつぎの場合に招集される。i) 会社が赤字経営となった場合。ii) 職場評議会とスコット・ベイダー社理事会の間で意見対立が生じた場合。iii) 会社運営が規約からはずれた場合。

スコット・ベイダー社の成功例は、労働者協同組合運動の発展に大きな影響を与えた。1958年に結成された民主的産業統合 (DEMINTRY) は、スコット・ベイダー社

をモデルに、一般の株式会社を、株式資本を持たない基金による共同所有制有限会社に転換する運動、企業の労働者所有と民主的管理をすすめる運動にとりくんだ。

しかし、資本家の善意に訴える運動には限界があり、1960年代を通して上記のような企業形態の転換は、6~7社にとどまった。

この点に関連してワイクマンはつぎのように述べている²⁶⁾。スコット・ベイダー社の管理システムは、職場評議会によるチェック・アンド・バランスが試みられているとはいえ、かなり伝統的なピラミッド型のものである。アーネスト・ベイダーの息子であるゲドリック・ベイダーは終身理事長と定められており、彼がかなりの権限を有するシステムになっている。同様に、スコット・ベイダー型の他の転換企業においても、従業員の権限は非常に限定されている。「これらの協同組合型企業は、その企業転換のイニシアティブが主に上からとられたものであり、その企業運営のシステムは、よくても、博愛主義的な家父長制と規定されるほどのものであり、労働者の自主管理というよりは、労働者の経営参加の拡張されたものである。それゆえ、これらの協同組合型企業においては、職場レベルでの労働者の情熱はそれほど高まらなかったのである」。

ところが、1960年代末頃から、民主的産業統合の運動に、エコロジー、フェミニズムなど、一般にオルタナティブ (Alternative、もう1つの選択) 運動と呼ばれる種々の社会運動の分野の人々が参加してきたこともあり、運動の質に変化がみられるようになった。

筆者たちが会見した ICOM の役員、M. ベイトマン (Bateman) 氏によれば、民主的産業統合の運動は、1970年前後に、資本主義の改良 (amend) 運動から資本主義の改革 (change) 運動をめざすようになったのである²⁷⁾。こうして、民主的産業統合は、1971年に、企業家ばかりでなく、労働組合、政治家、一般大衆にもその主張を訴えるために、名称を ICOM に変更し、より積極的な方針を採用した。1972年に刊行された ICOM のパンフレットには、ICOM の運動目標がつぎのように述べられている。「産業所有の全基盤を変えて、紛争の代わりに利益の共同体をつくることによるのみ、現代の産業社会のますます増大しつつある緊張を解消することができる。これがわれわれの信念である」²⁸⁾。

26) cf. Wajcman, *op. cit.*, pp. 22-23.

27) 1985年2月7日、ICOM本部でのM. ベイトマン氏の発言。

28) Cited in Wajcman, *op. cit.*, p. 23.

ICOM は、1973年に「産業共同所有基金」(Industrial Common Ownership Finance Ltd.—ICOF)を設立した。このICOFは、ICOM支持者からの資金をプールして、傘下の財務体質の弱い労働者協同組合に融資することを目的とした機関であったが、1976年の産業共同所有法により国家資金を一括して管理する基金としての性格を帯びることになった。

75年にはICOMは、労働者協同組合のための模範定款を発表した。従来の伝統的な労働者生産協同組合とICOM型労働者協同組合との決定的な相違は、後者がその組合員資格を組合内で働く従業員に限定しているところにみられる。

76年の産業共同所有法成立以後、ICOMに所属する労働者協同組合は急増し、その数は、75年の12から82年末の600以上(組合員数7,000以上)となった。

産業共同所有法は、労働者協同組合運動発展の法制上の「里程碑」とも評されている。しかし、産業共同所有法の制定過程をみるさいには、産業共同所有運動の高揚だけではなく、1970年代における労働組合運動の高揚と自主管理闘争の経験を看過することができない。

4 労働組合運動の高揚と自主管理闘争の経験

1970年代前半は、労使関係法反対闘争、工場占拠・就労闘争、炭労ストなどにみるように、労働組合運動が非常に高揚した時期であった²⁹⁾。70年代後半以降の労働者協同組合運動の高揚は、ここに1つの源流をもっている。

71年のアッパークライド造船労働者の就労闘争を皮切りにして、その後3年間で200以上の工場占拠と就労闘争がなされ、この闘争を経て6社が労働者協同組合に転換している³⁰⁾。

これらの運動の共通のスローガンは、「労働する権利(right to work)を守れ」であった。失業率が高まり、転職の可能性が低くなっていった状況下で、現場の労働者たちは、労働組合幹部と異なり、解雇手当て交渉にあまり熱意を示さなくなっていた。彼らは、解雇に反対して、工場占拠・就労闘争へ踏み切ったのである。闘争の基本目的は、職を守ることであり、労働者の自主管理そ

うものは目的というよりは、多くの場合、むしろ手段として理解されていた。したがって、多くの労働者は、職が保証されるかぎり、経営形態にはあまり関心を示さなかった。資本主義的経営の復活であろうとも、就労が保証されるかぎり、それでよかったのである。しかしながら、資本主義的企業の復活が不可能なところでは、労働者たちは自らの職を守るために、自主管理生産を恒常化せざるをえなかった。このような運動のなかから、いくつかの労働者協同組合が形成されていったのである。

だが、1974年の労働党政府誕生までは、労働者協同組合結成の試みは、少数にとどまった。労働者協同組合運動に大きなはずみをつけることになったのは、労働組合運動の高揚を背景にしてとられた、トニー・ベン産業大臣の労働者管理促進のための施策であった。とくに有名であるのは、彼の支援のもとで結成された3つの労働者協同組合である。1974年3月、産業大臣に就任したとき、彼はただちに工場占拠問題にどう対処するか迫られた。その当時、メリデンのノートン・ヴィリア・トライアンフ・モーターサイクル工場では、約250人の労働者が800人の雇用確保を目標として工場を占拠していた。また、74年3月には、グラスゴウの新聞社、スコティッシュ・デイリー・エクスプレス社が閉鎖後、約1,000人の労働者によって占拠された。また同年7月にはマーシーサイドにあるフィシャー・ペンディックス家庭器具製造工場が約1,200人の労働者によって占拠された。そして、いずれもが国の資金援助を求めて労働党政府に働きかけた。ベン産業大臣の強いイニシアティブのもとで政府は資金援助に踏み切った。

フィシャー・ペンディックス工場の労働者たちは390万ポンドの資金貸与を得て(このうち180万ポンドは負債整理にあてられた)、カークビー社(Kirkby Manufacturing and Engineering—KME)をつくった。メリデンの労働者たちは500万ポンド、スコティッシュ・デイリー・エクスプレス社の労働者たちは175万ポンドの資金援助を得て、それぞれメリデン・モーターサイクル社(Meriden Motorcycle)とスコティッシュ・デイリー・ニューズ社(Scottish Daily News)をつくった。

「ベン協同組合」(Benn's Co-ops)と呼ばれることが多い、これらの労働者協同組合は、短命であった。スコティッシュ・デイリー・ニューズは6カ月後の75年11月に、KMEは79年4月に、メリデンは83年に、それぞれ倒産におこまれた。

スコティッシュ・デイリー・ニューズの倒産理由についてソーナーはこう述べている。「たといこの新聞の

29) 詳細については、富沢賢治『労働と国家——イギリス労働組合会議史』岩波書店、1980年、第9章、第10章、参照。

30) cf. Coates, K., and T. Topham, *Trade Unions in Britain*, Nottingham: Spokesman, 1980, pp. 1, 243-244. なお、就労闘争(work-ins)においては、工場占拠(sit-ins)だけではなく、占拠した工場労働者による自主生産活動が行なわれる。

質がもっとよかったとしても、また創業時の資本がもっと多く集まっていたとしても、スコティッシュ・デイリー・ニュースは生き残れなかったであろう。新聞広告の募集にひどく失敗したからである³¹⁾。

カークビーの場合は、内部に労働者協同組合と労働組合との関係という問題をかかえていた。カークビーで労働者協同組合を結成しようという構想は、ベン産業大臣と労働組合幹部(機械労働者合同組合の J. スプリッグスと運輸一般労働組合の D. ジェンキンス)との話し合いから生じた。労働者協同組合結成後、スプリッグスとジェンキンスが理事となり、企業の最高管理権を握った。だが、このように労働組合の幹部が管理者となることによって、管理者にたいして労働者の不満の解決を要求するという、労働組合の機能が著しく弱められることになった。また、工場評議会の役割は名目的なものとなり、経営にたいする労働者のイニシアティブは十分には発揮されなかった。賃金構造にもほとんど変化がみられなかった。

メリデンの場合はオートバイ市場における競争に左右されることが大きかった。1973年9月、工場閉鎖と1,750人の従業員員の解雇が言い渡されたとき、運輸一般労働組合の役員 D. ジョンソンに導かれた労働者は、ただちに工場占拠を開始した。18ヶ月の工場占拠後、彼らは就業闘争を開始し、75年3月に政府の資金援助を得て労働者協同組合を設立した。162名でスタートした組合は、やがて700名にまで成長した。初期の理事会は、8人の労働組合役員と2人の外部顧問によって構成されていた。理事も労働者と同額の賃金(一週50ポンド)を受け取った。熟練労働者と不熟練労働者との間の賃金格差も廃止された。固定的な分業体制も廃止され、労働転換がはかられた。生産性は急速に50%も上昇したと言われている³²⁾。

しかしながら、メリデンの業績は芳しくなかった。ポンド高の影響で輸出が伸び悩んだのである。初年度に120万ポンド、1977-78年度に130万ポンドの赤字を計上した。経営困難に陥ったメリデンは、77年に高給で専門

の経営陣を雇い入れた。その時以来、賃金格差が導入され、労働者による自主管理的要素も稀薄化していった。そして、ついには資本主義市場での競争に敗れて、倒産におこまれていったのである。

「ベン協同組合」は、労働者協同組合にたいする政府の税金無駄使いとして、保守党やジャーナリズムの強い攻撃を浴びた。倒産企業を労働者協同組合形態でたてなおすことは、困難であるように思われた。だが、現在、労働者協同組合運動に携わっている人々の多くは、「ベン協同組合」をたんなる失敗とは見ていない。ソーンリー氏は、「ベン協同組合の実践は、その後の労働者協同組合運動の発展という側面からみるならば、大きな成功であった」と評価し、「最終的には解散に追い込まれたが、その間、多くの労働者に職場を提供し続けたし、なによりも、労働者協同組合運動の発展のためには援助機関が必要だということを教えることになった」とコメントしている³³⁾。また、ウェールズ協同組合振興・訓練センターの B. パーネット氏は、「ベン協同組合の実践がなければ、このウェールズのセンターや全国 CDA (Co-operative Development Agency, 労働者協同組合振興機関)は生まれていなかっただろう」と述べている。そのうえでパーネット氏は、「ベン協同組合」の一般問題点として、「労働者協同組合の組合員としての労働者はいかにあるべきかという教育が十分になされず、経営管理システムの変革が不十分であった」と述べている³⁴⁾。

「ベン協同組合」の実践は、第1に、労働者協同組合にたいする労働者と労働組合の従来の冷淡な態度を変化させるのに役立ったという点で、第2に、労働者協同組合振興のための環境づくりの必要性を活動家に認識させたという点で、その後の労働者協同組合運動の高揚に重要な貢献をなしたと言えよう。

トニー・ベン自ら、アッパークライドの闘争の意義について、こう述べている。「アッパークライドの占拠が基本的に産業民主主義のための闘争であったとは言えない。すでに明らかなように、それは労働をする権利をめぐる闘争であった。だが、実際、そうした闘争は、上からではなく、職場の人々の働き続けられるようにという要求と結びついていた。これはきわめて重要な発展

31) Thornley, *op. cit.*, p. 176. 邦訳, p. 313. なお、スコティッシュ・デイリー・ニュースの設立から解散にいたる過程については、柳沢, 前掲論文, 参照。柳沢氏は、スコティッシュ・デイリー・ニュースの解散の要因として、販売部数の急激な落ち込み、広告収入の不足、組織内部における主導権争い、労働者の主要関心が雇用保証にあり協同組合経営にたいする関心が不十分であったことをあげている(同上論文, pp. 310-316, 参照)。

32) Wajcman, *op. cit.*, p. 27.

33) 1985年2月4日, Greater London Enterprise Board での J. Thornley 氏の発言。

34) 1985年2月5日, Wales Co-operative Development and Training Centre での W. Burnett 氏(労働組合担当および訓練担当)の発言。

であった」³⁵⁾。工場占拠・就労闘争に参加した労働者の要求は、なによりも仕事の確保にあったにもかかわらず、闘争が下からの要求による工場占拠・就労闘争という形態をとったことにより、労働者と労働組合は否応なしに自主管理、産業民主主義、労働者協同組合という問題を突きつけられることになったのである。

また、「ベン」の協同組合の実践は、産業共同所有法(1976年)や全国CDAの成立(1978年)など、労働者協同組合振興のための環境づくりにも影響を与えた。産業共同所有法を議員提案したD.ワトキンスはこう述べている。「産業共同所有法が生まれたのは、望ましい発展を現実化しようとして、社会主義思想をもった法律を通そうと試みた結果ではない。それとは逆に、同法導入に先立つ数年間に起きた根本的に重要な産業的・社会的な発展に議会が応えた結果、産業共同所有法が生まれたのである」³⁶⁾。

5 産業共同所有法と協同組合振興機関法

1976年12月、労働党のD.ワトキンスによる議員提案に全会派が賛成するなかで、産業共同所有法が成立し、労働者協同組合にたいする国家助成がなされることになった。産業共同所有法の第1条では、労働者協同組合を保護育成するための機関にたいする国家資金の交付について規定され、第2条では、援助対象となりうる「共同所有企業」と「協同組合企業」とが、前述のように定義されている。この法律により、ICOMとスコットランド協同組合振興委員会(Scottish Co-operatives Development Committee, 1976年結成)とが、労働者協同組合助成機関として、年間2万ポンドの補助金を5年間与えられることになった。また、ICOFは、個々の労働者協同

組合にたいする資金援助機関として認められ、25万ポンドの基金が供与された。

この法律の保護の対象となった労働者協同組合数は、1977年3月—27, 78年3月—73, 79年3月—134, 80年3月—224と急増した。

産業共同所有法の成立とも関連して、協同組合助成のための全国的機関を国家資金をもって設置する必要性が認識されるようになり、77年3月、産業省の小企業部の指導下で、協同組合振興機関法(Co-operative Development Agency Act)立法化のための作業部会が設置された。同年10月、多数派報告書と少数派報告書が発表された。多数派報告書は、協同組合は、小企業の倒産と失業を軽減することによって、現在の社会問題解決に寄与するとして、国家資金による協同組合振興機関の設置を主張した³⁷⁾。

1978年6月、協同組合振興機関法が全会派の支持を得て成立した³⁸⁾。この法律のもとで、政府が理事を任命し、予算を全額支給する有限責任法人として全国CDA(Co-operative Development Agency)が設置された。理事会は、労働者協同組合の振興を最優先事項と決定した。こうして、全国CDAは、原則としては、すべての種類の協同組合の振興を目的とするが、実際には労働者協同組合振興機関としての機能を強く持つことになったのである。しかし、全国CDAは、協同組合への助言、教育、情報などのサービスを提供する全国センターであり、協同組合への資金援助はしないことになっている。

37) 協同組合振興機関法の成立過程については、Thornley, *op. cit.*, pp. 54-56, 邦訳, pp. 108-112, 参照。1969年の労働党の経済綱領のなかには、主として消費協同組合助成のための協同組合振興機関設立の提案がもりこまれていた。しかし、協同組合卸売連合会(CWS)は、協同組合の自主的な運動に国家権力が介入するのを恐れてその提案に反対した。しかし、紆余曲折を経た後、77年には、消費協同組合だけではなく、すべての種類の協同組合を助成するための機関が必要だという合意が、協同組合運動のなかで形成された。「ベン」の協同組合の実践の後、労働党左派も協同組合運動に関心を持つようになった。77年10月の協同組合党大会では、キャラハン首相が演説し、協同組合振興機関法の立法化を約束した。

38) 労働者協同組合の評価にかんしては、労働党は、労働者協同組合を産業民主主義を強化し、富の再配分を行なう可能性をもった第3セクターと見なし、保守党と自由党は、労働者協同組合が、労働者の闘争力を弱め、生産性向上と労働者の自立に役立つと見なした。しかし、3党ともに、労働者協同組合が産業発展に役立つと信じ、その助成機関としての全国CDAの設置を支持した(*ibid.*, pp. 56-57. 邦訳, pp. 111-112, 参照)。

35) Benn, T., "The Industrial Context," in K. Coates (ed.), *The New Worker Co-operatives*, Nottingham: Spokesman Books, 1976, p. 74.

36) Watkins, D., *Industrial Common Ownership*, London: Fabian Society, 1978, p. 2. なお、労働者協同組合結成の試みは、産業共同所有運動、「ベン」の協同組合のほかにもみられた。雇用創出、職業訓練などによる労働力有効利用を目的とする政労使三者機関である人的資源活用委員会(Manpower Services Commission)は、1975年に、雇用省の管轄下で、雇用促進計画(Job Creating Programme)を3千万ポンドの資金で開始した。この計画は、失業者、とくに高齢者と若年者の職業訓練を主目的とするものであった。この計画下で、1976年から1980年のあいだに約40の「雇用促進企業」(enterprise workshops)が創設されたが、上からの形式的指導と79年以降の予算削減などで、あまり成功せず、継続したのは3分の1にとどまった。これらの企業は自立後は多くが協同組合化した。

産業共同所有法と協同組合振興機関法のほかに、労働者協同組合運動の高揚に貢献した法律としては、1972年の地方自治法、76年の財政法、78年の市街地法がある。

72年の地方自治法においては、①産業用建物の地代・家賃の減免権と、②公共的施設整備のための資金援助にかんして、地方自治体の権限が強化された。

76年の財政法(Finance Act)は、私企業の協同組合への企業形態の転換手続きを簡素化し、その転換を促進するための免税措置を構じた。

78年の市街地法(Inner Urban Areas Act)により、地方自治体は、荒廃した都市中心部など一定の区域内に限り、1千ポンドまでを労働者協同組合設立のために贈与、貸与できることになった。

6 各種援助機関の設立

1970年代における産業共同所有運動と労働者協同組合運動の高揚、労働者協同組合関連の法体系の整備化にともなう、78年のCDAの設立と前後しながら、各地にCDAがつつぎに結成されていった。これらのCDAは、名称は同じ「協同組合振興機関」であるが、各地に存在するCDAは、国家の外郭団体としてのCDAとは別個の独立機関であるので、本稿では、前者を地方CDA、後者を全国CDAとして区別することにしたい。

地方CDAは、その地域で労働者協同組合運動に携わっている人々の自主的イニシアティブによって結成された組織であり、全国CDAの出先機関でも構成単位でもない。全国CDAと個々の地方CDAとの関係は、上下関係ではなく、対等平等である。従来の研究ではとかく全国CDAに関心が集中して地方CDAは軽視されがちであった。しかし、労働者協同組合の組合員や設立希望者にとっては、地方CDAのほうがはるかに身近かで日常的な役割を果たしていることに注目すべきである。

多くの場合、地方CDAは、労働者協同組合運動に熱心なボランティア組織として活動を始め、一定の段階で会社法(Companies Act)ののちとして法人として登記される。地方CDAの理事会は、政府任命の全国CDAの理事会とは異なり、その地域で労働者協同組合運動に携わる諸団体の代表と個人とから構成されている。将来的には、地方CDAそのものを協同組合として、それに参加する労働者協同組合自らが運営していくという方向が、多くの地方CDAで示されている³⁹⁾。いくつかの地域においては、地方自治体主導型の地方CDA運営がなされて、運動の内部でさまざまな議論を引き起こすことにな

った。こうした過程を経て、現在ではつぎのような運営原則が確認されている⁴⁰⁾。①管理運営上の基本的な決定権は協同組合が持つこと。②地域の種々の機関が参加すること。③スタッフと事務所の運営の費用を地方自治体が負担すること。④協同組合の組合員が自力で目的を達成できるように援助すること。

このような原則にたつて、地方CDAの約半数が地方自治体から財政援助を受けている。全国CDAの集計によると、84年3月現在、約50の地方自治体に84の地方CDAがあり、そのうち45が地方自治体から援助を受け、122人のフルタイム職員、48人のパートタイム職員が働いている。地方自治体そのものが協同組合振興のための職員を置いているケースは、15自治体(計18人)にすぎない⁴¹⁾。また、84年3月には、地方CDAの全国的な連絡組織として地方CDA全国ネットワーク(National Network of Local Co-operative Development Agencies)が結成されている。

自治体の資金援助のほか、各種団体の寄付金も地方CDAの財源になる。また、個々の事業ごとに国家や地方自治体から援助を受けることもある。

地方CDAは、労働者協同組合あるいはその設立希望者にたいして、つぎのような援助をしている。①財政援助。新規組合設立の際の各種費用の援助に限られる。既存組合にたいする融資は、別に財団を設置して行なわれる。②新規組合設立にあたっての法律上の助言や援助。とりわけ、登記の際、ICOM型の定款を用いるか、全国CDA型の定款を用いるかによって、組織原則に大きな違いが生じる。③組合員教育にたいする援助。全国CDA、地方自治体、ICOMなどと協力して研修会などを開くことが多い。④生産品目の決定や販売市場の調査開発など、経営実務にかかわる助言活動。

地方CDAのこのような活動にたいして全国CDAの活動はどのように関連しているのだろうか。78年に任命された全国CDAの第1次理事会は多分に官僚的で、政府の協同組合政策を全国的に徹底させることを全国CDAの基本任務とみなした。しかし、協同組合振興のためには地域のイニシアティブが重要であることを徐々に認識しはじめ、地方CDAの自主性を尊重する方針に切り換えていった。81年以降の第2次理事会と84年以降の第3次理事会は、より経営実務型の性格の強いものとなっていった。84年の際には、保守党の有力議員も独自に全国CDAの実績を調査し、その雇用創出上の効果を評価

39) 1985年2月6日、ロンドンの全国CDA本部でのB. クーパー(Cooper)氏の発言。

40) London ICOM, *Annual Report 1983-84*, p. 15.

41) CDA, *Annual Report*, March 1984, p. 6.

し、全国 CDA の継続を支持した。しかし、サッチャー政権の緊縮政策下で年間予算は、84 年以降、当初の 30 万ポンドから 20 万ポンドに減額された。

全国 CDA の基本任務は、地方 CDA と同じく、協同組合とその設立希望者にたいする各種の援助・助言活動であるが、この分野の活動はますます地方 CDA や ICOM などの手になることが多くなってきている。全国 CDA は、このことを自覚して、84 年の年次報告書ではこう述べている。「われわれの任務は、それが必要とされている地域において地方 CDA の設立を促進し、地方 CDA や、協同組合振興に関与するその他の諸組織にたいして可能な援助をすることである」⁴²⁾。

とはいえ、全国 CDA は、地方 CDA が設立されていない地域の人々にたいして直接に援助することも多い。15 人の専任スタッフを置くロンドン事務所とマンチェスター事務所には、1983-84 年度で 5,218 件の問い合わせがあったが、そのうち協同組合設立希望者からのものが 7 割以上 (3,783) を占め、地方自治体 (214) や地方 CDA (181) からの問い合わせ件数をはるかに上回った⁴³⁾。

全国 CDA の取り扱う協同組合の約 9 割は労働者協同組合であり、残りの約 1 割が後述するコミュニティ協同組合などである⁴⁴⁾。全国 CDA は前述のように、労働者協同組合のために模範定款を作成しているが、そのほかに、コミュニティ協同組合についても模範定款を作成しており、設立希望者は全国 CDA に 130 ポンドを支払って登記を代行してもらうことができる。

労働者協同組合にたいする重要な援助組織としては、地方 CDA、全国 CDA とならんで地方自治体をあげなければならない。しかし、地方自治体の援助のあり方は地方によって異なっており、一概に論ずることはできない。1974 年にカンブリアで地方自治体として初めて協同組合振興担当の職員が任命されるなど、70 年代半ば以降、地方自治体による援助活動が活発になってきている。典型例としてのロンドンについては後述する。

以上述べてきた地方 CDA、全国 CDA、地方自治体は、労働者協同組合のいわば外側からの援助組織であるが、これらにたいして ICOM は、単位協同組合の連合体であるとともに、労働者協同組合にたいする援助組織としての性格もあわせ持っている。

ICOM は、労働者協同組合だけではなく、運動に賛同

する個人もメンバーとしている。このため理事会の構成も、協同組合の代表 16 人、地方 CDA の代表 4 人、個人メンバーの代表 5 人の計 25 人となっている。ICOM に加盟した協同組合は、年間 30 ポンドから 50 ポンドの会費を組合の規模に応じて納めることになっている⁴⁵⁾。

ICOM の主要な活動領域は、つぎのようである。

① 組合新設への援助。とりわけ登記に際しては ICOM の模範定款にもとづき、210 ポンドで登記手続きを代行する。

② ICOM 加盟組合にたいする経営・組織運営上の助言。

③ 加盟組合員や組合新設希望者にたいする各種の教育。

④ 労働者協同組合の連合体として政治要求をすること。現在、ICOM は、i) 協同組合投資銀行の設立、ii) 一般企業が閉鎖、売却される場合、労働者協同組合をめざす労働者に優先的購入権を与えること、iii) ICOM にたいする年間 6 万ポンドの助成、を要求しているが、これらの要求のいくつかは、後述するように、すでに労働者の政策になっている。

小売協同組合の連合体である協同合同同盟 (CU) もまた、70 年代半ば以降、労働者協同組合への支援にとりくんでいる。76 年、協同合同同盟は、スコットランド労働組合会議 (Scottish TUC)、スコットランド社会サービス委員会 (Scottish Council for Social Service) と協力して、スコットランド協同組合振興委員会を結成した。前述のように、76 年の産業共同所有法にもとづいて、この委員会は、ICOM とともに、労働者協同組合振興機関として認められ、補助金を供与されている。協同合同同盟はまた、スコットランドに続いて、北部地域協同組合振興協会 (Northern Region Co-operative Development Association) とブリストル協同組合振興グループ (Bristol Co-operative Development Group) の結成を支援した。また、前述のように、協同合同同盟は 80 年に協同組合生産連合を吸収し、協同合同同盟内部に協同組合生産委員会を設置した。

上記の諸組織のほかに、70 年代後半に結成された諸団体、すなわち、Commonwork (1976)、Mutual Aid Centre (1979)、Centre for Alternative Industrial and Technological Systems, Socialist Environment and Resources Association など、直接間接に労働者協同組合の結成と運営に援助を与えている。

42) *ibid.*, p. 3.

43) *ibid.*, p. 10.

44) 前掲、B. クーパー氏の発言。

45) 1985 年 2 月 7 日、ICOM 本部での前掲ペイトマン氏の発言。

このほかに、一般企業を従業員持株会社に転換させるための運動をしている機関としてジョブ所有会社(Job Ownership Ltd.)がある。これは78年に自由党の協同組合活動家を中心になって結成した組織で、大企業の周辺業務部門や、買収されそうな中小企業を協同組合に転換させようとする試みなどを行っている。しかし、今のところ目立った成果は挙げていない。また、ジョブ所有会社が推進している従業員持株会社制度は「制限なしの出資配当を認めている」から協同組合原則に反し「協同組合とはみなせない」とする批判も協同組合関係団体のなかに多くみられる⁴⁶⁾。しかし、全国CDAは、その理事会の構成員としてジョブ所有会社の代表を迎え入れている⁴⁷⁾。

【II】 労働者協同組合運動の現状

1 概観

第4表は世界の協同組合の現勢を示している。労働者協同組合としての分類はなされていないが、「生産協同組合」を見ると、組合数は約5万4千(全体の7%)、組合員数は約630万(全体の1%)である。

第5表はイギリスの協同組合の現勢を示している。労働者協同組合数は約1千。組合員数は示されていないが、約1万と推定されている⁴⁸⁾。

第6表は最近のイギリスにおける労働者協同組合数の急増を示している。1977-85年の8年間で14倍化している。

第4表 世界の協同組合運動の現状(1984年)

組合の種類	組合数	組合員数
農 協	256,392	66,612,740
生 協	69,296	129,581,131
信 用	204,461	127,895,439
漁 協	15,467	2,162,641
住 宅	69,278	17,394,554
生 産	53,938	6,292,708
そ の 他	71,825	150,025,422
計	740,656	499,964,185

(出所) ICA 資料(友貞安太郎「生活協同組合制度をめぐる諸問題」日本協同組合学会, 1985年10月12日, 報告)

46) Labour Finance and Industry Group, *Towards Common Ownership*, London: Labour Finance and Industry Group, 1983, p. 14.

47) その一方、全国CDA理事会はICOM代表をその構成員としていない。

48) CDA, *An Introduction to Worker Co-operatives*, *op. cit.*, p. 1.

第7表は労働者協同組合が何年前に設立されたかを示している。過半数の組合が最近4年間に新設されている。

第5表 イギリスの協同組合(1985年3月)

小売協同組合	
単位組合	107
組合員	8,687,000
店 舗	6,400
従 業 員	90,500
協同組合卸売連合会(CWS)	
製造単位	90
発送センター	19
従 業 員	19,700
協同組合銀行	
支 店	79
従 業 員	3,728
保険協同組合	
地域事務所	220
従 業 員	10,600
労働者協同組合	
組合数	1,050

(出所) Co-operative Union, *Co-op: Portrait of a Movement*, Manchester: Co-operative Union, 1985.

第6表 労働者協同組合数の急増

	コーンフォースの推計(1)	全国CDAの推計(2)	CUの推計(3)
1977	75		
78	140		
79	162		
80		305	
82		498	
84		900	
85			1,050

注(1) Cornforth, *op. cit.*, p. 4.

(2) CDA, *Annual Report and Accounts*, March 31, 1984, p. 9.

(3) 第5表, 参照。

第7表 労働者協同組合の継続年数(1983年)

継続年数	%
2年未満	30
2~4	32
4~6	18
6~8	8
8~10	3
10~50	6
50年以上	3

(出所) Greater London Enterprise Board, *A Strategy for Co-operation: Worker Co-ops in London*, London: Greater London Enterprise Board, n. d., p. 9.

デリックによれば、1983年の初めに、ICOM方式による労働者協同組合が1日1組合のペースで新設されたが、このうち倒産した組合は2.5%にすぎず、一般の零細企業の倒産率よりも低かった⁴⁹⁾。

労働者協同組合の大多数は、ICOMの模範定款によって設立されている⁵⁰⁾。第8表はICOM型定款によって登記された労働者組合数を示している。イギリスには、日本と異なり、協同組合法と銘うった法律がない。労働者協同組合は、産業・友愛組合法か会社法によって登記される⁵¹⁾。

第8表 ICOM型定款により登記した労働者協同組合

年	新登記	継続組合数
1976	1	1
1977	26	27
1978	47	73
1979	61	134
1980	90	224
1981	138	363
1982	337	600

(出所) Whyatt, *op. cit.*, p. 8.

第9表 労働者協同組合数の職種別増加率

職 種	1980年8月	1982年8月	1984年6月	1982—1984 の増加率(%)
I. 製造業	64	113	128	13.3
1. 工芸, 建築, 家具, 建具	19	40	20	-50.0
2. 製靴, 衣服, 繊維産業	19	32	51	59.4
3. 機械, エレクトロニクス, 化学, その他製造業	26	41	57	39.0
II. サービス産業	154	251	562	123.9
1. コンサルタント, 教育, 事務サービス	21	33	60	81.8
2. 建物の改装・清掃, 廃棄物リサイクリング, 造園	33	69	230	233.3
3. 印刷, 出版	61	75	91	21.3
4. 自動車の賃貸, 自動車・自転車の修繕	11	13	25	92.3
5. レコード・フィルム製造, 音楽, 劇場, レジャー	28	46	111	141.3
6. コミュニティ・サービスなど	0	15	45	200.0
III. 小売, 卸, レストラン, 食品加工	112	151	221	46.4
合 計	305	498	911	82.9

(出所) Luyster, C.(ed.), *The New Cooperatives: A Directory and Resource Guide*, London: Co-operative Development Agency, 1984, p. 100.

49) P. デリック, 前掲書, p. 135.

50) 1981年に新設された労働者協同組合の76%はICOM型定款によっている(Taylor, A., *Worker Cooperatives: How Local Authorities Can Help*, London: ICOM Co-Publications, 1983, p. 20)。

51) Thornley, 前掲書, 邦訳, pp. 327-328. なお, 労働者協同組合を設立しようとする際には, 定款に協同組合の社会的目的を記述した一項を入れる必要がある。一般企業と労働者協同組合との主要な相違は, この社会的目的の規定の有無にある。cf. Brown, J., *How*

産業・友愛組合法は, 1852年に制定されて以来, いくたびかの改正を経て今日に至っている。この法律は, 協同組合の目的, 事業を規定したのではなく, 組合の登記, 帳簿の閲覧, 有限責任制, 所得税の減免, 組合の財産と資金, 紛争の解決, 解散の手続きなどを定めたものである。組合設立は, 許可制ではなく, 登録制により, その実態は協同組合原則にそった定款にゆだねられている。産業・友愛組合法によって協同組合を設立するには7人の発起人と290ポンドの登記料が必要とされる⁵²⁾。

会社法によって協同組合を設立するには2人の発起人と50ポンドの登記料が必要とされる。届け出人は, 協同組合原則にのっとって運営することを明記した定款を添えて, 会社登記官(Registrar of Companies)に有限責任保証会社(Company Limited by Guarantee)としての登記を申請する。有限責任保証会社は, 株式の発行はせず, 発起人が保証金を積む有限責任会社である。

ICOMのロンドン事務所のA. キャンベル氏によると, 同事務所を通して登記した新規組合のうち, 産業・友愛組合法による登記が4割, 会社法による登記が6割である⁵³⁾。ここには組合の規模の大小が反映されている。す

to Start a Workers' Co-operative, Leeds: Beechwood College, n. d., p. 17.

52) 産業・友愛組合法によって登記された有限責任会社の企業税は, 一般企業の企業税よりも低率である。一般企業の企業税は, 年間利益2万5千ポンド未満の企業で42%, 2万5千ポンド以上の企業で52%であるが(1979年現在), 産業・友愛組合法によって登記された有限責任会社の企業税は40%である。cf. Wright, D.N., *Co-operatives and Community*, London: Bedford Square Press, 1979, p. 34, p. 37.

なわち、産業・友愛組合法による登記ができない組合員7人未満の小規模組合が過半数を占めている。

イギリスでは法律による形式の相違よりも、定款とそれにもとづく運営の相違が、重視されている。すでに述べたように、ICOM型定款と全国CDA型定款とは、①組合員資格が組合内の従業員に限定されているか、外部に開かれているか、②各組合員の出資金が1ポンドに制限されているか、最大限1万ポンドまで認められるか、③組合解散時の資産が組合員に配分されないか、されるか、という点で、大きく異なっている。したがって、労働者協同組合の組織原則と運営は、それが準拠する模範定款の相違によって大きく異なることになる。

第9表は労働者協同組合の職種別分類と職種別増加率を示している。1984年の労働者協同組合数を見ると、911で、そのうち製造業は128(14%)、サービス産業は562(62%)、小売、卸、レストラン、食品加工は221(24%)で、サービス産業が過半数を占めている。製造業のなかでは、「機械、エレクトロニクス、化学、その他の製造業」が57で、もっとも多いが、1982-1984年の増加率を見ると、「製靴、衣服、繊維産業」が59.4%で、もっとも高い。サービス産業のなかでは、「建物の改装・清掃、廃棄物リサイクリング、造園」が230で、もっとも多く、また増加率も233.3%とたいへん高い数字を示している。そのつぎに多いのが、「レコード・フィルム製造、音楽、劇場、レジャー」の文化協同組合関係で、組合数111、増加率も141.3%とかなり高い。組合数は45と少ないが、200.0%という高い増加率を示しているのが、「コミュニティ・サービスなど」である。この種の協同組合については、後述することしよう。

第10表は労働者協同組合の職種別の組合数と従業員数を示している。職種別組合数を見ると、自然食品、書籍、その他の小売部門が全体の4分の1以上を占め、印刷、手工芸、製靴、縫製などの軽工業が4分の1近くを占めている。従業員数を見ると、機械・化学産業などの製造業が、大規模産業が多いこともあって、全体の27%を占め、「製靴、縫製、繊維」の18%がこれに次ぎ、第3位を「自然食品」(512名、10%)が占めている⁵⁴⁾。1組

53) 1985年2月4日、ICOM ロンドン事務所でのA. キャンベル(Campbell)氏の発言。

54) 「自然食品」の一例として、リーズを拠点とする自然食品卸売協同組合「スマ」(Suma)をあげておこう。スマは1975年フルタイムの仕事を持っていた2人の創設者が、小さな倉庫を借りてパートタイマーとして働くかたちで始められた。初年度の資本金は4千ポンド。この段階では法的にはまだ協同組合では

第10表 労働者協同組合の職種別従業員数(1982年)

職 種	組合数	%	従業員数	%	平均従業員数
1. 専門的サービス	41	9	205	4	5
2. 建築、設計	44	9	400	8	9
3. その他の肉体力労働	26	5	170	3	7
4. 民芸、木工、家具	27	6	196	4	7
5. 製靴、縫製、繊維	32	7	897	18	28
6. 印刷	54	11	483	10	9
7. その他の製造業	37	8	1,378	27	37
8. 出版	21	4	176	3	8
9. 運輸	8	2	98	2	12
10. 芸術、情報	51	11	257	5	5
11. 書籍販売	43	9	204	4	5
12. 自然食品	73	15	512	10	7
13. その他の小売	22	5	113	2	5
合 計	479	100	5,079	100	11

(出所) Taylor, A., *Worker Co-operatives: How Local Authorities Can Help*, London: ICOM Co-Publications, 1983, p. 19.

なく個人企業であった。1977年には、その後参加したメンバーを加え18人で、ICOM型定款にもとづき労働者協同組合に組織替えをし、銀行から融資を受けて、広い倉庫も買入れた。自然食品ブームに支えられて業績はその後も順調に伸び、現在20人の組合員と20人のパートタイマーが年間500万ポンドの取引をしている。スマの主要な取引相手は「北部自然食品協同組合連合」(Federation of Northern Wholefoods Collectives)に加盟している労働者協同組合方式の小売店である。スマは小売店新設の際には資金援助をはじめ種々の援助をしている。スマは週1回、組合員総会を開き、パートタイマーもオブザーバーとして参加する。仕事の割り当ては、固定的でなく、交替制(労働転換)を原則にし、買い付け、会計などの専門性の高い仕事は2年交替、単純作業は1日ごとに交替する。賃金は平等で扶養家族のいる者にだけ割り増し給が与えられている(スマについての以上の情報は、スマ見学の際の組合員とのインタビュー、前記ICOMのベイトマン氏、Cockerton and Whyatt, *op. cit.*, pp. 63-65, による)。

スマはまた、後述の「対案型」協同組合の一例として見る事ができる。スマに即して「対案型」協同組合の特徴をあげておこう。①たんなる経済上の利潤追求にとどまらない哲学が存在する。スマの場合は、資本主義企業では実現困難な労働の人間化に加えて、資本主義企業が製造する加工食品を批判して、自分たちの手で健康食品を手しようとする考えから運動が始まった。②協同組合間の協同を重視する。スマの場合は、労働者協同組合である小売店との協同が事業を大きく飛躍させてきたことが注目される。③意志決定、仕事の分担、賃金配分などの点で民主的運営原則を重視する、などである。

合当りの平均従業員数は11名である。

全国CDAの推計によれば、1組合当りの平均従業員数は、1980年8月で17名、1982年8月で13名、1984年3月で10名であるから、労働者協同組合は年々小規模化していると言える⁵⁵⁾。

労働者協同組合は、その成立過程や歴史的背景の相違により、追求する目的や組織原則を異にすることが多い。したがって、このような観点から労働者協同組合のタイプ別分類をして、各組合の特性を明らかにしようとする試みもある。例えば、C. コーンフォースは、放送大学の労働者協同組合調査部における研究にもとづいて、労働者協同組合をつぎの5つのタイプに分類している⁵⁶⁾。

①「伝統型」生産協同組合('Traditional' Producer Co-operatives)。本稿の[1]、1「伝統的な労働者生産協同組合の盛衰」で記述したタイプの労働者生産協同組合である。それらの多くは世紀の転換期に設立され、協同組合運動や労働組合運動と関連していた。ロックアウトや資本主義的搾取に反対する労働者の運動から生じたものが、かなりある。現存するのは10組合ほどで、製靴、縫製、印刷、鋳造などの職種に集中している。しかし、これらの組合の長期にわたる活動は、労働者生産協同組合が事業体として生存しうることを示している。例えば、NPS製靴協同組合(1881年設立)、ノーサント協同組合(1881年設立)、エクィティ製靴協同組合(1886年設立)は、今日それぞれ約200人の組合員労働者を有し、年間売上高も200万ポンドをこえている。また、ウォールサル縫製協同組合(1873年設立)は、年間100万ポンド以上の売上高を維持している⁵⁷⁾。

②「寄贈型」協同組合('Endowed' Co-operatives)。経営者が恩恵的に持ち株を従業員に譲渡した結果として設立されたもので、スコット・ペイダー社はその典型といえる。このタイプの協同組合は、現在数社存在するが、その多くは財政的にも市場性においても安定的である。しかしながら、従業員による経営管理の民主化の徹底という点では、問題をかかえている企業が多い。

③「防衛型」協同組合('Defensive' Co-operatives)。「ベン」の協同組合」に例示されるように、一般企業の倒産や閉鎖に抵抗して労働者が雇用を維持するための闘争を継続するなかで設立されたもので、労働組合がイニシアティブをとることが多い。しかし、資本家が経営を放

棄したもののだけに経営環境は厳しく、生き残ることは容易ではない。優秀な経営能力、市場性を持った製品を開発・製造するための資金、従業員の熱意が、成功の鍵である。

④「雇用創出型」協同組合('Job Creation' Co-operatives)。失業者の雇用確保を目的として設立された協同組合。失業多発地域においては、雇用増を主要目的として地方CDAが組織され、地方自治体などの援助を受けながら、労働者協同組合の設立に努力している。このタイプの労働者協同組合については、ロンドンやウェールズの事例に即して後に詳述しよう。

⑤「対案型」協同組合('Alternative' Co-operatives)。注の54で紹介したスマに例示されるように、オルターナティブ運動を進める人々が既存企業を批判して、製品やサービスの提供、労働組織などの点で、既存企業とは異なる「もう1つの選択」(オルターナティブ)を示そうとして設立した労働者協同組合。1960年代以降のエコロジーやフェミニズムといったオルターナティブ運動に関連するものが多い。組合員には高学歴の者が多く、理想主義的であり、「利潤のための生産・サービス」ではなく、「社会的ニーズに応える生産・サービス」の実現をめざし、経営の民主化を重視している。小規模の組合が多いが、このタイプの組合は、組合数としては、現在のイギリスで最高位を占めている。職種としては、自然食品店、書籍販売店、印刷業などが多いが、コンピューター・ソフトウェア関連や語学学校など、専門性の高い職種も存在する。「これらの協同組合は、労働組織にかなして多くの興味ある手法を開発したが、この実験がどれほど広範囲の適用性をもっているかを見定めることは困難である⁵⁸⁾」。コーンフォースは、このように評価している。

コーンフォースのこの分類を歴史的流れの観点から再整理すると、つぎのようになるであろう。19世紀以来の「伝統型」組合の多くは消え去り、わずかな組合が生き残った。1950年代から「寄贈型」組合が少しずつ生まれ、産業共同所有運動を形成していった。1970年代前半の工場占拠・就労闘争は「防衛型」組合を生み出し、70年代後半以降の不況は「雇用創出型」組合を生み出していった。また、60年代末以降のオルターナティブ運動は「対案型」組合を生み出していった。

歴史の流れをおよそこのようにカバーできるという点においても、コーンフォースの分類は妥当性をもってい

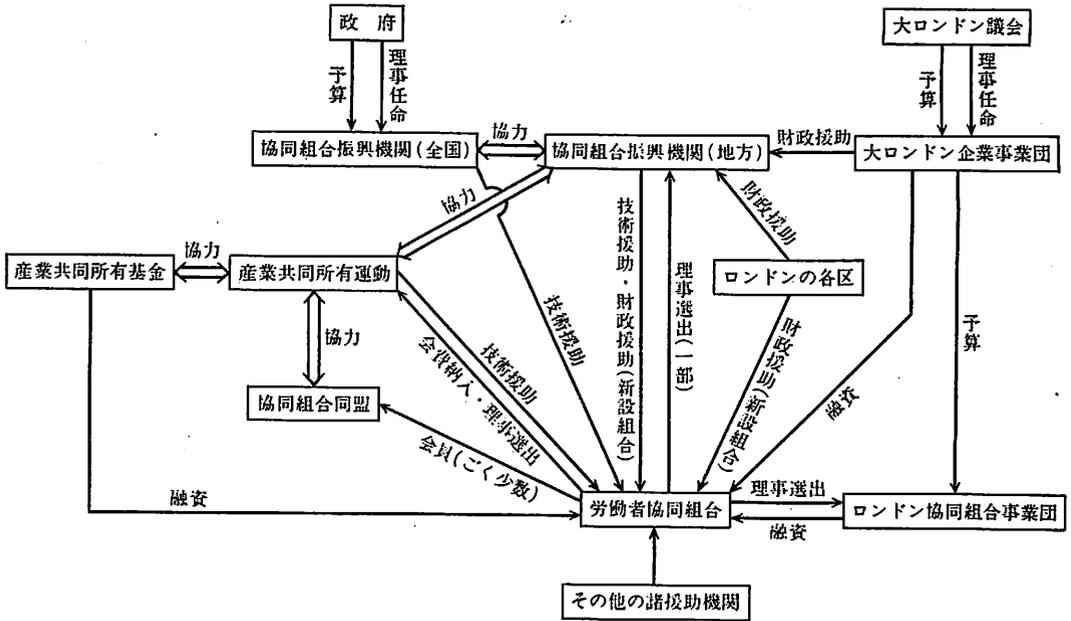
55) CDA, *Annual Report and Accounts*, *op. cit.*, p. 9.

56) Cornforth, *op. cit.*, pp. 3-4.

57) P. デリック, 前掲書, pp. 133-134.

58) Cornforth, *op. cit.*, p. 4.

第2図 労働者協同組合と援助機関



第11表 労働者協同組合の地域分布(1983年)

地 域	%
Greater London	29
Home Counties	9
S. Wales & S. West	11
W. Midlands	7
E. Midlands & E. Anglia	7
North	10
North East	6
N. West & N. Wales	11
Scotland	8
N. Ireland	1
合 計	100

(出所) Greater London Enterprise Board, *op. cit.*, p. 18.

第11表は、労働者協同組合の地域分布を示している。労働者協同組合は、スコットランドと北アイルランドでは少数であり、9割がイングランドとウェールズに存在する。イングランドではロンドンにもっとも多数存在する。

つぎに、ロンドンとウェールズの事例を見ることにしよう。

2 ロンドンの事例

イギリスの労働者協同組合運動を理解するうえで1つの障害をなしているのは、各種の援助機関がきわめて重要な役割を果たしているにもかかわらず、それらの援助機関と労働者協同組合との関係および援助機関相互の関係が複雑に入り組んでいて、容易に把握できないことである。

すでに述べたように、援助機関としては、全国CDA、地方CDA、ICOM、地方自治体、その他の援助機関がある。これらの援助機関と労働者協同組合との関係をロンドンに即して図示すると、第2図のようになる。

これらの援助機関のうち地域の特性を顕著に示しているのは、地方CDAと地方自治体である。以下、この2つの援助機関と労働者協同組合との関係を中心にして、ロンドンの事例を調べてみよう。

1985年1月現在、ロンドンには、ハックニー、イズリントンなどの地区別に13の地方CDAが組織されている。その他に、ルイシャムなど2ヵ所でCDA準備委員

る59)。

59) 労働者協同組合のタイプ別分類はほかにもいくつか試みられている。例えば、ロンドンのタワー・ハムレット労働組合地区評議会は、つぎの4つのタイプに分類している。①「伝統型労働者協同組合」(Traditional Workers' Co-ops)。②「転換型労働者協同組合」(Conversions. スコット・ベイダー社のように企業形態の転換によって設立された労働者協同組合)。③「救援型協同組合」(Rescue Co-ops. メリデン社のように、労働組合のイニシアティブによって倒産企業の再建をはかるもの)。④「新しい波協同組合」(New Wave Co-operatives. コンフォースの分類による「対案型協同組合」に当る)cf. London ICOM, *Trade Unions and Co-ops*, London: London ICOM, n. d., p. 11.

会が組織され、他の地方 CDA 同様の活動を開始している。また、ハリンゲイ地区には、ハリンゲイ CDA とは別に、少数人種(インド系、カリブ系など)住民の青年を対象にした少数人種青年 CDA (Ethnic Young Adults CDA)、ハンマースミス・フルハム地区には、労働者協同組合を含む零細企業を援助する地域企業振興機関 (Community Enterprise Development Agency) がある⁶⁰⁾。労働者協同組合の設立を望む者がまず最初に訪ねるのが、これらの地元の CDA である。

一例としてイズリントンの CDA を見ることにしよう。イズリントン CDA は 1981 年、すでに活動していた地元の労働者協同組合のイニシアティブによって設立された。同 CDA は、イズリントン区 (London Borough of Islington) と地域計画基金 (Community Projects Foundation) から 5 年の期限で財政援助を受けており、4 人の専従職員が働いている。イズリントン CDA とイズリントン区との関係はかなり密接で、同 CDA 代表 1 人が区の雇用経済委員会のメンバーとなっており、同委員会のメンバーである区議会議員 2 人が CDA 理事会に参加している。同 CDA の援助によりイズリントン区内の労働者協同組合は、1921 年から 83 年にかけて 14 から 26 に増えている。イズリントン区は労働者協同組合の設立にきわめて熱心で、組合設立に際しては 1 千ポンドまでの資金を供与し、区の建物を安く賃貸している⁶¹⁾。区のこれらの助成に当たっても、同 CDA が申し込みを代行することが多い。

イズリントン CDA をはじめとして多くの地方 CDA は、労働者協同組合運動を通して、まちづくりにきわめて熱心である。ソーンリーはつぎのように述べている。「ハックニー、西ヨークシャー、イズリントンの協同組合振興グループはすべて、進歩的なコミュニティづくりの伝統に従って仕事に取り組んできている。これらの協同組合振興グループは、協同組合が地域の要求に根ざして草の根から発展するようにと、コミュニティの活性剤として活動してきた。そこでは協同組合振興グループは、意見を人々に押しつけるのではなく、機会を与え、話し合いにもとづいて適当な協同組合づくりを促進し、協同組合設立に必要な手段を広い範囲にわたって提供してい

る」⁶²⁾。

地域住民のニーズに応じて近隣の住民にサービスを提供することを目的とする近隣住区サービス協同組合 (Neighbourhood Service Co-operative) という組織もある。これは比較的新しい形態の協同組合である。1979 年、ロンドンのルイシヤム区議会は、全国 CDA に 5 千ポンドを支払い、同区における労働者協同組合の発展の可能性について調査を依頼した。調査の結論は、同区における労働者協同組合の発展の最大の可能性は、サービス部門、とりわけ、清掃、廃棄物のリサイクル、公園の手入れ、建築、車の手入れ・修繕、保育所、警備保障などの労働集約的仕事の領域にある、というものであった。このような仕事をする協同組合は、近隣住区サービス協同組合と呼ばれるようになり、全国 CDA は、その模範規約をつくり、登記官もそれを協同組合として承認した⁶³⁾。

つぎに、大ロンドン議会 (Greater London Council—GLC) が労働者協同組合をどのように援助しているかを見よう。主要な援助機関は、大ロンドン企業事業団 (Greater London Enterprise Board—GLEB) とロンドン協同組合事業団 (London Co-operative Enterprise Board—LCEB) である。

GLEB は 1982 年、ロンドンの経済再建と雇用促進という GLC の経済政策を実現するための外郭団体として設立された。その理事会は GLC によって任命され、予算は全額 GLC から支給されている。法律上は会社法にもとづく有限責任法人である。産業の活性化を「新しいかたちの産業民主主義によって、また雇用の機会均等と

cf. Thornley, *op. cit.*, p. 124. 邦訳, p. 226.

62) *ibid.*, p. 51. 邦訳, pp. 102-103. ロンドン以外でも地方 CDA と地方自治体との関係が密接なところが多い。例えば、北部イングランドのクリーブランド CDA は、1972 年の地方自治法にもとづいてクリーブランド県議会から 8 万 7 千ポンドの資金供与を受けて、82 年に設立された。同 CDA の理事会は、県議会、地域労働組合会議 (regional TUC) など 7 団体の代表から構成されている。cf. Taylor, *op. cit.*, pp. 31-34.

63) cf. Thornley, *op. cit.*, p. 128. 邦訳, p. 233. 近隣住区サービス協同組合の組合員資格は、組合内で働く人々に限定されず、地域住民にも開かれている。この点にかんする批判もある。すなわち、① 地域 (local community) の定義が不明確である、② したがって、一面的で温情主義的な関心をもって協同組合のメンバーになる人々の意志決定が、組合内で働く人々の意志決定よりも強力になる可能性がある、というのである。cf. London ICOM, *The Worker Co-op A-Z: A Guide to Initial Jargon*, London: ICOM Publications, n. d., p. 7.

60) cf. CDA, *Useful Contact Addresses*, 1985.

61) cf. Taylor, *op. cit.*, pp. 28-31. 同様の例は他の区でも多く見られる。一例としてロンドンのランベス区のケースを見ると、地方自治体は、労働者協同組合に建物を安く賃貸するほかに、銀行の利子率よりも約 7% 低い、ICOF の利子率とほぼ同率の 10.125% (1979 年) で、1 年ないし 5 年間の貸付けを行なっている。

黒人・アジア人居住地域における企業活動の進展を実際的方法によって成し遂げることを目標に掲げる GLEB にとって、労働者協同組合の振興は、その事業の大きな柱の1つをなすものであった⁶⁴⁾。

初年度(1982年度)、GLEBは36の協同組合関連事業に100万ポンドを投じ、少なくとも400人分の雇用を創出した⁶⁵⁾。83年度には150万ポンドを投じ、45の協同組合設立を援助し、約500人分の雇用を創出した。83年にはGLEBは、協同組合関連の仕事を専門とする協同組合課(Co-op Unit)を設置し、5人の職員を配置した。

GLEBの仕事には、地方CDAと労働者協同組合とにたいする種々の援助のほか、労働者協同組合の役割の重要性を市民に啓蒙することも含まれている。また、1984年2月と85年4月にはロンドンで労働者協同組合国際博覧会を開催し、労働者協同組合運動の国際的連帯にも努力している⁶⁶⁾。

その他にGLEBが区議会と地方CDAとの協力ですすめている事業として、市街地の荒廃区域の建物を整備して労働者協同組合に安く貸与し、協同組合通りをつくらうとする「協同組合区域」計画がある。ハックニー地区のブラッドベリ通りがその第1号となった。ここでは区が所有する無人の建物をハックニーCDAが借り受け、修理したうえ労働者協同組合に低額で賃貸するかたちにとられている。84年3月に開設されて以来、自然食品販売、生花販売、自転車修理、テレビ修理とレンタル、編物、家具修理、労働運動サービス(Labour Movement Services Ltd.労働運動のためのイベント企画、広報活動などを行なう)の7つの協同組合が軒を並べて営業している。地元の自治体からすれば荒廃地域の再開発になり、労働者協同組合の側からすれば、施設を低額で貸りられるだけでなく、組合間の連携も容易になり、労働者協同組合そのものを市民に宣伝する博覧会場としての効果も期待されている⁶⁷⁾。同様な協同組合区域づくりが、ハックニーに続いて、現在ランベス地区などでも計画されている。

GLEBは1983年にLCEBを設立した。LCEBの援助対象は、小規模の労働者協同組合で、組合からの融資申し込みをたいしては2万5千ポンド以下をLCEBが取り扱い、2万5千ポンドをこえるとGLEBが扱うとい

う分業体制がとられている。LCEBの予算100万ポンドはGLEBから支給され、5人の専従職員が働いている。

LCEBもGLEB同様、法的には会社法にもとづいて登記された有限責任法人である。しかし、GLEBの理事会がGLCから任命されるのにたいして、LCEBの理事会は、労働者協同組合の代表と諸関係団体の代表とから構成されている。理事会メンバー14人は、7人が選挙による選出、7人が団体指名となっている。選挙によって選出される7人の理事のうち、5人は労働者協同組合から、残りの2人が地方CDAから選出される。7人の団体指名理事を指名する団体は、ロンドンICOM(1人)、GLC(1人)、GLEB(1人)、ロンドン小売協同組合(London's Retail Co-operative Societies, 1人)、ICOF(1人)、東南地域労働組合会議(South East Region Trades Union Congress, 2人)である。理事会の構成から理解されるように、LCEBは、先進的な地方CDAと同様、草の根からの参加を実現した組織だといえよう。

小規模の労働者協同組合を援助対象としているLCEBは、とりわけ就職が困難な女性や少数人種の人々が優先的に援助を受けられるように配慮している。LCEBは、このような人々を、①少数人種、②少数人種の女性、③女性、④その他、老人、身障者など労働市場で不利な立場におかれている人々、という4つのグループに分け、組合員の60%以上がこのような人々から構成されている労働者協同組合に優先的援助を与えている。

LCEBの融資予定総額のうち、①②③のグループには各15%、④のグループには10%を割り当て得ることが、当初の方針として示されている。1984年11月までの実績をみると、27協同組合に計371,500ポンドが融資されたが、このうち①グループが62,000ポンド(17%)、②グループが25,000ポンド(7%)、③グループが19,000ポンド(5%)、④グループが18,500ポンド(5%)を得ている。すなわち、これらのグループが融資額の34%を得ている⁶⁸⁾。

68) cf. London ICOM, *Annual Report 1984-85*, pp. 14-15. なお、女性にかんして述べれば、現在、約1万人と推計される労働者協同組合の組合員の約半数は女性だと推定されている(前記ソーニリー氏の発言)。このことは、一面では女性の雇用状況の厳しさを反映しているが、他面では自治体や各種援助機関が女性を積極的に援助してきた結果でもある。例えば、ICOMでは、理事会の女性メンバーが1981年に「婦人の輪」(Women's Link-Up)という組織を結成している。この組織は、組合設立を希望する女性や現に組合を運営している女性に教育、経営相談など種々の援助をする

64) GLEB, *Annual Report and Accounts*, 31 March, 1984, p. 5.

65) GLEB, *A Strategy for Co-operation: Worker Co-ops in London*, London: GLEB, n. d., p. 27.

66) 詳細については、富沢、前掲論文、参照。

67) GLEB, *op. cit.*, p. 38.

労働者協同組合を援助している地方自治体は、ロンドン以外にも多く存在する。ここではウェスト・ミッドランズ県議会(West Midlands County Council)の例を見ておこう⁶⁹⁾。ウェスト・ミッドランズ県議会は、現在、ウェスト・ミッドランズ雇用促進運動(West Midlands Campaign for Jobs)に取り組んでおり、労働者協同組合の増設をこの運動の中心に位置づけている。この運動の結果、1982年にはほんの少数しか存在しなかった労働者協同組合が、85年3月現在60に増え、約400人がそこで仕事をしている。労働者協同組合の設立と運営のための資金としては、組合員の資金のほかに、銀行の貸付け、公共機関からの貸与・供与を利用することができる。ウェスト・ミッドランズ県議会は、ウェスト・ミッドランズ協同組合基金(West Midlands Co-operative Finance Ltd.)という独立の財政援助組織を設立し、労働者協同組合の経営能力に応じて資金助成を行なっている。そのほかにICOFが、ウェスト・ミッドランズ県議会の資金援助にもとづく地方貸与基金(local loan fund)を、労働者協同組合助成のために運用している。ウェスト・ミッドランズ協同組合基金とICOFから資金援助を受けるためには、地方CDAを通じることが望ましいとされている。資金援助の申請は、労働者協同組合の事業計画を添えて、県議会の経済開発課(County Council's Economic Development Unit)に提出される。資金援助の基準としては、労働者協同組合の経営能力だけでなく、その労働者協同組合がどれほど協同組合原理を重視しているかという点が、評価される。

3 ウェールズの事例

ウェールズにおける労働者協同組合運動の発展はごく最近のことであり、1983年に設立されたウェールズ協同組合振興・訓練センター(Wales Co-operative Development and Training Centre)が運動の中心をなしている。カーディフにあるこのセンターは労働組合のイニシアティブでつくられた。また、このセンターは、労働者協同組合運動を通して地域社会の活性化をはかろうとする強い意欲をもっている。これらの点でウェールズにおける

労働者協同組合運動は、①労働者協同組合運動と労働組合運動との関連、②労働者協同組合運動と地域コミュニティとの関連、という2つの問題を検討するうえで興味深い事例となっている。

労働者協同組合運動の背景に深刻な失業問題があることは、ロンドンの事例においても明らかであった。ロンドンではまた、労働者協同組合運動を通して地域コミュニティの活性化をはかろうとする試みも見られた。ウェールズの場合は、ロンドンよりはるかに深刻な失業問題が存在するだけでなく、過疎問題がこれに加わっている。しかも、ウェールズ地方特有の強い地域社会帰属意識を背景としている故に、労働者協同組合運動を通してコミュニティの再建をはかろうとする意欲は、ロンドンの場合よりもはるかに強烈である。

今日ではイングランド、スコットランド、北アイルランドとともに連合王国(United Kingdom)を構成しているウェールズは、もともとイングランドとは異なる言語、文化をもっていた地域である。現在でも、ウェールズ人としての強いアイデンティティーは、ウェールズにおけるあらゆる運動を評価するうえで見落すことができない重要な要素をなしている。1984年3月から85年3月にかけてたかわれた全国的な炭鉱ストライキにおいても、ウェールズの炭鉱労働者は「雇用とコミュニティを守れ」というスローガンを掲げて、ヨークシア地方と並ぶ強い結束力を示した⁷⁰⁾。

産業革命の時代から基幹産業としてウェールズを支えてきた石炭産業と鉄鋼産業が衰退し、1970年代以降、工場閉鎖が相次いでいることは、失業と過疎の問題を深刻化させることによって、コミュニティの危機という問題を生み出している。

ウェールズ協同組合振興・訓練センターが誕生する直接の切っ掛けとなったのも、1970年代にウェールズで相次いで生じた英国鉄鋼公社の工場閉鎖、炭鉱の操業停止、関連企業の倒産であった。

それまで南北2つの組織に分裂していた労働組合連合体を統一して1974年に発足したウェールズ労働組合会議(Wales Trades Union Congress—Wales TUC)のもとには、工場閉鎖反対闘争の後に閉鎖を余儀なくされ失業した労働者からの相談が次々に持ちこまれた。そのなかの少なからざる労働者からは、退職金をもっとも有効に

ことを目的としている。教育活動としては、組合設立希望の女性を対象にした3ヵ月間の講習会を、地方自治体や地方CDAなどの援助を受けて開いている。1985年2月現在ですでに約400人が受講し、そのうち約100人が組合を新設している(cf. ICOM, *Women's Link-Up*, Leeds: ICOM, 1984. および前記ベイトマン氏の発言)。

69) cf. West Midlands County Council, *Directory of Worker Co-operatives in the West Midlands*, West Midlands County Council, 1985, pp. 64-65.

70) 例えば、南ウェールズの炭鉱労働者のストライキ参加率は、全国の炭鉱労働者のストライキ参加率が大幅に低下したストライキ末期(1985年2月)においても、98%という高い数値を示していた。

用いるためにはどうしたらよいかという相談が持ちこまれた。しかし、当時のウェールズTUCはこれにたいして適切な指導をすることができなかった。

雇用創出の方法を検討してきたウェールズTUCは、1980年に、ウェールズにおける労働者協同組合の可能性について調査を開始した。経営コンサルタントでモンドラゴンの協同組合についての研究家であるC. ローガン(Logan)を中心にしてウェールズTUCの調査部職員と協同組合銀行の理事とが調査グループを結成し、ウェールズ地方庁から4万ポンド、国の外郭団体であるウェールズ開発事業団から5千ポンドの調査資金も獲得した⁷¹⁾。

1981年2月、ローガン、ウェールズTUCの数名の職員、5人のショップ・スチュアードから構成される調査団がモンドラゴンを訪ねた。彼らがとくに関心をもったのは、協同組合の新設と運営に必要な資金と経営技術を提供している中央銀行(労働人民金庫)の役割であった⁷²⁾。5人のショップ・スチュアードは、ウェールズでもモンドラゴンのモデルで(ただし労働組合の役割を重視したモデルで)協同組合システムをつくるべきだという確信をもって帰国した。

同年9月にウェールズTUCは「ウェールズにおける協同組合と就業機会創出の可能性にかんする研究」という報告書を刊行した。その執筆にはローガンとウェールズTUC調査部のD. グレゴリ(Gregory)が当たった。彼らは、モンドラゴンにおける労働人民金庫の役割、イタリアにおける協同組合運動への労働組合運動のかかわりかた、および、ウェールズにおける6つの労働者協同組合の実態調査にもとづいて、①労働組合の支援、②労働者協同組合振興・訓練機関の設立、③労働者協同組合助成のための金融機関の設立、という条件が満たされれば、労働者協同組合運動を通しての就業機会創出は可能である、と結論した⁷³⁾。

この報告にもとづいて82年のウェールズTUC大会

で労働者協同組合振興機関の設立が正式に承認され、ウェールズ地方庁(Welsh Office)から6万ポンド、EECのヨーロッパ社会基金(European Social Fund)から3万6千ポンド、国の外郭団体であるウェールズ開発事業団と中部ウェールズ開発事業団とからそれぞれ2万5千ポンドと5千ポンド、ウェールズの18の地方自治体から5万7千6百ポンド、合計183,600ポンドの資金援助を受けて、83年4月に、ウェールズ協同組合振興・訓練センターが正式に開設された。この資金援助は1986年までの3ヵ年援助だが、さらに3ヵ年の継続援助も確実視されている。

1985年現在の理事会メンバーは10人で、その構成は、ウェールズTUCの代表5人、全国CDAの代表1人、EECの代表1人、その他3人(実業家、大学教員、市議会議員)となっている。理事長は、ウェールズTUCの前書記長(1974-84)であり運輸一般労働組合のウェールズ地方本部書記長であるG. ライトである。センターの専従職員は9人で、いずれも協同組合運動や経営の専門家である。

地方自治体、ウェールズ開発事業団、中部ウェールズ開発事業団、ウェールズ地方庁はそれぞれ、労働者協同組合の新設にあたっては資金供与、運営中の組合には資金貸与を行なっているが、これらの資金の申請手続きについても、センターが援助するのが一般的である。

就業機会創出にかんするセンターの目標は、労働者協同組合の増設により1987年までに1千人の雇用を確保することである。実績を見ると、83年から84年にかけて、労働者協同組合数は28から59に、フルタイム従業員は96人から221人に、それぞれ倍以上増加し、パートタイム従業員も88人から126人に増えている⁷⁴⁾。センターに結集するこれらの組合は非公式な連合体を組織して、協同組合間の協同にも熱意を示している。

センターそれ自体はコミュニティ協同組合として登記されている。コミュニティ協同組合とは、そこで働く従業員だけでなく、ボランティア、地域の諸組織および地域住民も組合員となりうる協同組合で、地域のニーズに応じて種々の事業を営むことを目的とするものである。コミュニティ協同組合の多くは、スコットランドとウェールズの僻地に存在する。前述の近隣住区サービス協同組合が都会型であるのにたいして、コミュニティ協同組合は地方型といえよう⁷⁵⁾。一例としてウェールズにある

74) *ibid.*, p. 2.

75) 1982年現在で、近隣住区サービス協同組合の数は20、コミュニティ協同組合の数は21である(Thor-

71) cf. Thornley, *op. cit.*, 2nd ed. pp. 60-61.

72) 「モンドラゴン協同組合の成功の理由のひとつは、新しい協同組合の設立に先立って労働人民金庫が行なう専門的な市場調査と実現可能性研究や訓練の完全性にある」(デリック、前掲書、p. 173)とする評価は、今日、一般的になっている。

73) cf. Wales Co-operative Centre, *Annual Report 1983-84*, Cardiff: Wales Co-operative Development and Training Centre, 1984, p. 5. なお、この報告書刊行後、ウェールズTUCの書記長G. ライト(Wright)は、全国CDAの理事に任命された。

タナット峡谷協同組合(Tanat Valley Society)のケースを見ると、そこにおいては、地元新聞の発行、縫製、手織り紡績、手工芸、フォークダンス、集会所運営など、地域が必要とする種々の事業が営まれている⁷⁶⁾。

4 労働組合運動と労働党の動向

労働組合運動は長年にわたって労働者協同組合運動に積極的な関心を示さなかった。しかし、前述のように、とりわけ「ベン協同組合」の実践の後、最近の約10年間に状況は大きく変化し、労働組合としても労働者協同組合運動に関与せざるをえなくなってきている。その背景としては、①失業対策としての労働者協同組合の役割を認識してきたこと、②労働者協同組合における労働条件の向上が見られ、労働者協同組合における労働条件が労働組合員の労働条件引下げに用いられる脅れがなくなってきたこと、③労働者協同組合の組合員の労働組合加入率が高まったこと(零細私企業における平均組織率10%にたいして55%)、などの要因があげられている⁷⁷⁾。

こうしたなかで一部の労働組合は、労働者協同組合との連携の方向に進みつつある。運輸一般労働組合は、その規約のなかで、「組合員の所属する産業を統制することができるように持てる全力をつくすこと」、および「協同組合的な生産と分配の拡張」を組合の目的として

nley, *op. cit.*, 邦訳, p. 326)。

76) cf. Windass, S., *Local Initiatives in Great Britain* (1982), Oxford: Foundation for Alternative, 1982, pp. 139-143. なお、F. スプレックリは、コミュニティ協同組合についてつぎのように述べている。「コミュニティ協同組合の目的と機能は、地域とその住民の利益のためになる経済的・社会的活動をしたいと望む多くの人のために、合法的な枠組みを与えることである」。「コミュニティの利益」にとって重要なことは、「金銭上の富」(financial wealth)だけでなく「社会的な富」(social wealth)をつくりだすことである。「コミュニティ協同組合の諸目的を達成するためには、コミュニティ全体の利益のために富をつくりだすことのほうが、少数の幸運な人々のために雇用機会をつくりだすことよりも、いっそう現実的である。コミュニティ全体の利益のために富をつくりだすことによって、雇用機会もまたつくりだされるのである」。コミュニティ協同組合の運営にあたって重要なことは、「共同所有とコミュニティの共同運営によってコミュニティのニーズに応えること」である(Spreckley, F., *Community Co-operatives: A Guide to a Working Constitution with a Social Audit Content*, Leeds: Beechwood College Publications, n. d., p. 2)。なお、コミュニティ協同組合の場合は、剰余金はすべて内部留保され組合員への分配はない(デリック, 前掲書, p. 162)。

77) 1985年2月4日、労働党調査部、T. マンウェアリング(Manwaring)氏の発言。

いる。また機械労働者合同組合(AUEW)も、その規約のなかで、「社会の競争システムを協同システムに転換するために協同組合的生産を拡張すること」を運動目的としている。

運輸一般労働組合のウェールズ地方本部書記長のG. ライトが、ウェールズTUCの書記長として、ウェールズ地方における労働者協同組合運動の発展にいかにか寄与したかについては、すでに述べた。運輸一般労働組合は、ロンドンでは、東部ロンドン協同組合支部(TGWU East London Co-ops Branch)を組織している。同支部は1982年、ロンドンのニューハムの地方CDAを中心とする労働者協同組合の労働者たちによって結成された。同支部のパンフレットは、労働組合の必要性について、こう述べている。「労働者協同組合の多くの組合員は……自分たちがボスだと思っている。もっともなようだが、それは間違っている。……君の協同組合が君のボスだ。……[協同組合の定款は]協同組合員としての権利は与えるが……『労働者』としての権利について述べることはない⁷⁸⁾。つまり、協同組合員としての権利のほかに労働者としての権利があり、それを保証するためには労働組合が必要だとされているのである。

ロンドンのタワーハムレット地区労働組合協議会は、以下の条件を満たす労働者協同組合を支援すると述べて、労働組合側から見て望ましい労働者協同組合像を示している⁷⁹⁾。①協同組合員の低賃金や自己搾取による不公平な競争を組織労働者に挑まないこと。②公共事業の民営化の手段にならないこと。③協同組合員も労働組合員であること。④事業が社会的に有用なものであること。⑤労働組合員と同等の労働条件を実現するための実際的手段を構じていること。⑥労働者による所有と管理が実現されており、利益が労働者ないし事業体に還元されていること。⑦企業閉鎖に際して労働者協同組合設立を計画する場合は、それが当該企業の労働者の要求を満たす解決手段であること。

サッチャー政権下で公共事業の民営化が進展して現在、②の条件は大きな争点になっている。例えば、ロンドンのタワーハムレット地区で社会民主党が公共事業の協同組合化を主張したり⁸⁰⁾、リバプール市議会で与党の自由党が公共事業の協同組合移管を試みたことがあった。また、1984年2月、保守党の「右派強硬派」であるテビッ

78) Cited in London ICOM, *Trade Unions and Co-ops.*, London: London ICOM, n. d., p. 15.

79) *ibid.*, pp. 12-13.

80) *ibid.*, p. 12.

ト通商産業大臣が、公共事業の民営化に関連して、政府は労働者協同組合を歓迎すると述べたとき、これにたいして全国 CDA のジョーンズ理事長は「労働者協同組合を使うことによって、民営化にたいする労働組合の敵意をそらすことができる」と呼応した⁸¹⁾。テビットとジョーンズの発言は、保守陣営が労働者協同組合になにを期待しているかを示している。また、大企業にとっては、収益性の低い部門や労使関係の調整が難しい部門を労働者協同組合に下請けさせたほうがよい、という指摘もある⁸²⁾。

企業の国有化とその民主的管理を社会主義戦略の基本とする労働党は、長い間、労働者協同組合に積極的な関心を示さなかった。メリデン、カークビー、スコティッシュ・デイリー・ニュースにたいする融資のさいにも労働党内にはきびしい意見の対立があった。それはベン産業大臣の更迭を生み出すほどの大きな対立であった。だが、70年代における労働者協同組合運動の発展、産業共同所有法の成立、全国 CDA の設立など数々の経験をふまえて、労働党は、労働者協同組合運動を社会主義戦略のなかにもどるの位置づけるのか、という理論的問題を避けて通るわけにはいなくなった⁸³⁾。

このような状況下で労働党は、1980年に、労働者協同組合にかんする討議資料(Discussion Document)を発表し、そのなかでモンドラゴン型の協同組合に積極的な評価を与えた。そして翌81年、労働党中央執行委員会は党大会向け声明として『労働者協同組合のための戦略』(A Strategy for Workers' Co-operatives: Statement by the National Executive Committee to the 1981 Conference)を発表し、そのなかで、「協同組合は積極的に社会主義への道を一步進める」と語り、その理由として、①労働者協同組合は労働者の企業運営の能力を発展させる、②労働者協同組合運動は労働運動の不可欠の部分である、③労働者協同組合は「共同所有」の望ましい形態として、

81) *Financial Times*, February 15, 1984.

82) Thornley, J., "The Product Dilemma for Workers' Co-operatives in Britain, France and Italy," Co-operatives Research Occasional Paper No. 1, Milton Keynes: Open University, n. d., p. 15.

83) 労働党調査部のマンウエアリング氏(前記)は、その背景としてつぎの点をあげている。①「ベン」の協同組合」の実践にたいする認識の深化。②労働党を与党とする多くの地方自治体議会が労働者協同組合振興の実践が積み重ねられてきたこと。③国有化を基礎とする社会主義戦略にとっても労働者協同組合の振興は積極的な意義をもつのではないかという問題意識が生じてきたこと。

「公有制」と並んで、社会主義社会実現の手段となることをあげた。

この声明の内容はその後さらに検討され、1985年4月3日に『労働党の協同組合憲章』(*Labour's Charter for Co-ops*)が発表されるにいたった。その基本的内容はつぎのようである。

①労働党は4月2日に「民主主義と協同」を基本原理とするイギリス経済再建策(Labour's Jobs and Industry Campaign)を発表したが、その一環として起草されたこの労働者協同組合憲章は、同意と参加による産業再編と雇用創出の必要性を強調し、労働者協同組合を私企業と公企業と並ぶ経済の新しい第3セクターにしようとする労働党の政策を内容とするものである。

②「協同(co-operation)は、古くある原理であるが、今日新しい生命を獲得しつつある。それは、自らのために労働することと、仲間と共に労働することを結合するものである。」「協同は最良の社会主義の一例である。」

③「労働者協同組合とは、財を生産するか、あるいはサービスを提供する企業であり、そこで働く人々が所有し運営する企業である。」

④労働者協同組合という形態での社会的所有の実現は、労働組合運動の十分な協力を得てはじめて可能となる。

⑤次期の労働党政権はつぎの方途によって労働者協同組合運動の発展をはかる。i)財政援助の強化などにより労働者協同組合振興諸組織を発展させる。ii)税制上の優遇、特別金融機関の設立、地方自治体の供与する援助費の増額などの措置により、労働者協同組合にたいする財政援助を強化する。iii)私企業の労働者協同組合への転換に際しては、税制上の優遇措置をとる。また、経営側が企業閉鎖を決定する際、労働者が労働者協同組合設立を望むならば、企業閉鎖に反対する法制上の権利を労働者に与える、などの措置を構じて、私企業の労働者協同組合への転換をはかる。

⑥経営者が管理し、労働者が管理されるという企業運営のもとでは、紛争は絶えない。協同こそ前進するための途である。労働者協同組合では労働者が企業を所有し、同等の権利をもって共に働くが、この同一性(アイデンティティ)の感覚が、責任の感覚とともに決定的に重要である。労働者協同組合は、コミュニティとパートナーシップという社会主義的価値を直接に表現している。協同によってこそ、イギリスは再生しうるのである。

富沢賢治(一橋大学経済研究所)
佐藤 誠(リーズ大学大学院博士課程)